

---

# 豊田市景観計画

---

平成 30 年 3 月

豊 田 市



## 美しい景観づくりに向けた私たちの誓い

---

本市は、昭和 26 年に挙母市として市制を施行し、昭和 34 年に豊田市となりました。そして、平成 17 年 4 月には、旭町、足助町、稲武町、小原村、下山村、藤岡町との合併により、人口約 41 万人、面積約 918 平方キロメートルの新生豊田市が誕生しました。

市制施行から半世紀以上の歩みの中で、市内における自動車産業の発展により、全国 1 位の製造出荷額を誇り、世界にその名を知られる「クルマのまち」になりました。

しかし、あらためて豊田市のまちを見てみると、統一されていない建物の並び、少ない緑、存在を誇示するだけの看板類、空き地に散乱した廃材、ゴミの散乱など、とても美しいとは言えない景観が各所に見られます。

便利に暮らせるまちづくりを追求するあまり、忘れられ、積み残してきてしまったものが、「まちの美しさ」だったのではないのでしょうか。

利便性だけでなく、ゆとりやうるおいが感じられる空間の中で生活できることが真に豊かな生活であり、地域に対する愛着と親しみを醸成させるようになるのではないのでしょうか。

豊田市は、多くの魅力的な景観資源を有しています。特に、市域の大部分を占める里山や奥山などの自然は、私たちに、自然の美しい風景の大切さを再認識させてくれます。また、このことは、都市部の景観においても、周囲を取り巻く自然を活かした景観づくりの大切さを教えてくれます。

将来に向けて美しい景観を守り、育み、また創出する取組を進めることは、住みよいまちづくりへの取組であるだけでなく、次世代を担う子ども達のために、私たち大人が果たすべき使命であるともいえます。

このため、豊田市では、ここに「景観計画」を策定し、美しい景観づくりに向けて尽力していくものとします。



# 目 次

：関連する景観法の条項

## 序 章

- 1 景観計画策定の背景と目的 ..... 1
- 2 景観計画の位置付け ..... 2

## 第1章 景観計画の区域 景観法第8条第2項第1号 ..... 3

## 第2章 景観形成の基本目標

- 1 景観形成の基本的な考え方 ..... 4
- 2 豊田市が目指す景観像と基本目標 ..... 4

## 第3章 景観計画区域の基本方針と行為制限

- 1 景観計画区域を構成するゾーン ..... 9
- 2 「市街地ゾーン」の方針と行為制限 ..... 12
  - 2-1 位置
  - 2-2 景観特性
  - 2-3 景観形成の基本方針 景観法第8条第2項第2号
  - 2-4 要素別の景観形成方針
  - 2-5 良好な景観の形成のための行為の制限 景観法第8条第2項第3号
  - 2-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の  
設置に関する行為の制限 景観法第8条第2項第5号
  - 2-7 景観重点地区
- 3 「都市・田園共生ゾーン」の方針と行為制限 ..... 27
  - 3-1 位置
  - 3-2 景観特性
  - 3-3 景観形成の基本方針 景観法第8条第2項第2号
  - 3-4 要素別の景観形成方針
  - 3-5 良好な景観の形成のための行為の制限 景観法第8条第2項第3号
  - 3-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の  
設置に関する行為の制限 景観法第8条第2項第5号
- 4 「都市近郊自然共生ゾーン」の方針と行為制限 ..... 37
  - 4-1 位置
  - 4-2 景観特性
  - 4-3 景観形成の基本方針 景観法第8条第2項第2号
  - 4-4 要素別の景観形成方針
  - 4-5 良好な景観の形成のための行為の制限 景観法第8条第2項第3号
  - 4-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の  
設置に関する行為の制限 景観法第8条第2項第5号
- 5 「森林環境共生ゾーン」の方針と行為制限 ..... 48
  - 5-1 位置
  - 5-2 景観特性
  - 5-3 景観形成の基本方針 景観法第8条第2項第2号
  - 5-4 要素別の景観形成方針
  - 5-5 良好な景観の形成のための行為の制限 景観法第8条第2項第3号
  - 5-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の  
設置に関する行為の制限 景観法第8条第2項第5号
  - 5-7 景観重点地区

## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針	景観法第8条第2項第4号	.....	59
2 景観重要樹木の指定の方針	景観法第8条第2項第4号	.....	60

## 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第8条第2項第5号	.....	61
--------------	-------	----

## 第6章 景観施策

1 重点施策の必要性	.....	62
2 重点施策の立案に関する基本的な視点	.....	62
3 重点施策	.....	63
4 景観形成に向けた共働の取組	.....	66

# 序 章

## 1 景観計画策定の背景と目的

人々の価値観が「量から質へ」、「物から心へ」と大きく変化する中で、周囲の景観と調和した各種の建築物や工作物などのあり方が、これまで以上に求められています。

本市では、近年、東名高速道路に加え、伊勢湾岸自動車道及び東海環状自動車道の整備に伴い、市内に6箇所の高速道路のインターチェンジが完成し、地域の活性化と発展を支える広域交通基盤が構築されました。これらの幹線道路網の整備によって本市は、中部国際空港や名古屋港との時間的な距離を飛躍的に短縮できることから、世界に繋がる陸路、空路、海路を有効活用できる開発ポテンシャルの高いまちとなりました。

一方、本市では、昭和63年に「豊田市都市景観基本計画」を策定し、以来20年の歳月が過ぎました。その間、“平成の大合併”に伴って新しく誕生した豊田市は、旧豊田市と周辺6町村（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡）が一体となり、さまざまな個性を有する都市として生まれ変わりました。

特に合併により、雄大で圧倒的な緑量を誇る森林や各地に見られる地域固有の歴史、文化、観光などに関する多数の資源が加わり、これまでの工業都市としての本市のイメージが大きく変わったことで、三河の山々とそこから流れ出る矢作川の流域に広がる森林、農村、都市などを一体に捉えた景観形成のあり方を示すことが求められています。

こうした中、国では平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の課題として位置付け、さらに平成16年6月には「景観法」を制定して、市町村などが地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。

豊田市では、こうした本市を取り巻く社会的変化や時代の要請などに対応し、景観形成の方向性を示し、市民や事業者と行政が一体となって、豊田らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくため、平成20年3月に景観法に基づく「豊田市景観計画」を策定しました。

そして平成22年3月に、豊田市の中でも、良好な景観形成を重点的に図る必要がある地区として、「足助景観重点地区」を指定しました。

また今回、上位計画である「第8次豊田市総合計画」の策定に伴い、土地利用構想を踏まえた景観づくりに取り組んでいくため、景観計画区域を構成するゾーンについて「豊田市景観計画」の見直しを行いました。

## 2 景観計画の位置付け

「豊田市景観計画」は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体<sup>※1</sup>である豊田市が策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

本計画では景観法に基づく事項のほかに、目指すべき景観像、基本目標などの理念や重点的に行う施策も併せて定め、基本計画としての役割も担います。

なお、「第6章 景観施策」の各種重点施策は、早期に成果を上げて波及効果を狙うための取組を位置付けていることから、必要に応じて見直して更新していくものとします。

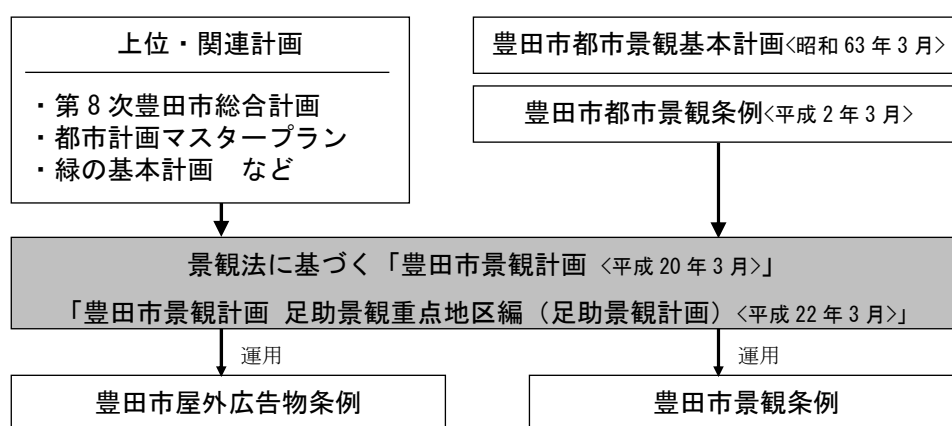


図 景観計画の位置付け

表 本書の構成

章	概要
第1章 景観計画の区域	景観計画の区域を示しています。
第2章 景観形成の基本目標	豊田市における景観形成の基本的な考え方を示すとともに、豊田市が目指す景観像と基本目標を示しています。
第3章 景観計画区域の基本方針と行為制限	豊田市全域を景観特性や土地利用などから4つのゾーンに分割し、それぞれのゾーンに対して、景観法に基づく景観形成の方針を示すとともに、建築物、工作物、開発行為に関する具体的な基準を用いた行為制限(届出基準と景観形成基準)を示しています。 また、届出対象行為の適用除外や特定届出対象行為を示しています。
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	地域の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観上重要な公共施設における整備の方向性を整理することについて示しています。
第6章 景観施策	行政が横断的に連携し、重点的・集中的に事業などを進め、早期に成果をあげるために必要な重点施策について示しています。

※1：景観計画の策定など、景観行政を担う主体として景観法に位置付けられた団体。



## 第1章 景観計画の区域

景観法第8条第2項第1号

景観法に基づく景観計画の区域（以下、「景観計画区域」という。）は、市全体での景観づくりを一体的に進めていくため、豊田市全域とします。



## 第2章 景観形成の基本目標

### 1 景観形成の基本的な考え方

本市においては、多様な生物の源となる矢作川の流域としてのまとまりが、中心市街地及びその郊外の全ての地域における景観の素地となり、市全域にわたって歴史、産業、人々の生活の営みなどを形成していることについて認識することが必要です。

その上で、幾世代にもわたり守り育まれてきた景観資源を活かし、これに磨きをかけ、新たな個性を加えていくこと、また良好な景観を阻害するものは整序し、本市を美しいまちに育てあげていくことを景観形成の基本的な考え方とします。

### 2 豊田市が目指す景観像と基本目標

本市が「目指すべき景観像」と、それを実現するために4つの「基本目標」を以下のとおり設定します。

#### ■目指すべき景観像

人と自然と産業が響きあう  
いちばん美しいまち・豊田

※1

#### ■4つの基本目標

**1** 生命を育み環境を守る**自然景観**づくり  
～豊かな水と森を守り育み、人と生き物にやさしい環境を持った景観をつくります～

**2** 豊かな心を育む**生活景観**づくり  
～快適性と安全性を基盤に、愛着と誇りが持てる景観をつくります～

**3** 活力を生み出す**産業景観**づくり  
～モノづくり産業の活気が感じられ、また、交流と賑わいが見られる景観をつくります～

**4** 文化を培う**歴史景観**づくり  
～地域の伝統を受け継ぎ、歴史と文化の香り高い景観をつくります～

※1：活発な「産業」と水と緑の豊かな「自然」が、「人」を介しながら互いに融合し、美しい豊田市を形成していくことを表現しています。また、自らのまちが「いちばん」という誇りを抱くことができるまちの形成を目指すことを表現しています。

# 1 生命を育み環境を守る自然景観づくり

～豊かな水と森を守り育み、人と生き物にやさしい環境を持った景観をつくります～

本市では、市東部に広がる西三河丘陵や三河山地、矢作川などの雄大な自然景観が見られるほか、矢作緑地、枝下緑道などの市街地に見られる水と緑が一体となった公園・緑地などによって、豊かな自然景観が形成されています。こうした自然は、人々の生活にゆとりとうるおいを提供し、心にやすらぎをもたらしています。市街地を取り巻く里山や奥山、河川上流部などでは、市街地の景観を際立たせる背景となり、さらには生物多様性を保全する環境ともなっています。

本市の自然景観づくりでは、郊外の里山や奥山に見られる豊かな森林を、生命を育む貴重な自然資源として位置付けます。その中で、特に市東部に見られる奥山の自然林は、本来あるべき自然の姿の保全に努め、また林業が営まれている地域では、適切な施業により整然とした森林景観を創りだし、さらに、市北東部に見られる里山は、森の豊かさを身近に感じることのできる生物多様性に富む空間として、一層豊かな自然資源となるよう守り育みます。

また、公園・緑地、河川敷、社寺林などの市街地に見られる緑については、地域住民との連携による適切な維持管理により保全していきます。併せて、矢作川をはじめとした河川や斜面地などに残る緑を中心に、水と緑のネットワーク化を図り、多様な生物が共存できる環境を形成していきます。

○里山や奥山の緑豊かな自然を活かした景観を形成する

○市街地に残る貴重な緑を保全し、市民が身近に感じることのできる景観を形成する

○水と緑のネットワーク化を図り、多様な生物が共存できる環境を形成する



□野見山展望台より望む矢作川



□勘八峡

## 2 豊かな心を育む生活景観づくり

～快適性と安全性を基盤に、愛着と誇りが持てる景観をつくります～

本市は、合併により、商業・業務、工場、新興住宅などが集まる市街地だけでなく、田園、里山、奥山など、より一層、多様な地域特性を持つようになりました。農村地域や旧街道筋に見られるまちなみなどでは、それぞれの地域が有する自然や歴史を背景とし、地域独特の暮らしなどの営みが形となって表れた個性的な家屋やまちなみが見られます。また、新しく開発された住宅地などでは、地区計画や建築協定などの制度より、落ち着いた感じられるまちなみが形成されています。

本市の生活景観づくりでは、農村地域や旧街道筋に見られるまちなみなどのような場所においては、地域の暮らしの営みが映し出された、今となっては得がたい愛着が持てる特徴的な家屋やまちなみを、地域住民との共働により保全していくものとします。

また、都市の発展に伴って増えつつある住宅地では、秩序ある土地利用を促すとともに、公共及び私有空間における樹木や草花の植栽を積極的に進めて、人々がやすらぎの感じられる生活景観を創出していきます。

- 地域文化を活かし伸ばして、愛着と誇りを持って暮らせるまちなみ景観を形成する
- 自然、歴史的な景観との調和を図り、快適なまちなみ景観を形成する
- 敷地内での積極的な緑化によるうるおいとやすらぎのあるまちなみ景観を形成する



□井上公園周辺の住宅地



□建築協定を締結している住宅地

### 3 活力を生み出す産業景観づくり

～モノづくり産業の活気が感じられ、また、交流と賑わいが見られる景観をつくります～

本市では、名古屋鉄道豊田市駅や愛知環状鉄道新豊田駅を核とする中心市街地において商業店舗や事務所ビルが多数立地した景観が見られます。また本市は、自動車製造業に関連する企業が多数集まった“クルマのまち”として発展を遂げ、「モノづくり愛知」の中核を担う、未来に向かって発展しつつあるまちです。さらに、国道 248 号をはじめとした主要幹線道路沿道では、飲食店や量販店などの沿道商業店舗が建ち並ぶ景観も見られます。

本市の産業景観づくりにおいて、中心市街地などの、特ににぎわいを見せる商業・業務地では、本市の「顔」にふさわしい景観となるよう、建築物の壁面などでは質の高い材料や低彩度の色彩を用い、また、中心市街地にふさわしい緑を取り入れて、まちなみとしての統一感のある景観を創出していきます。また、工場地では、世界の産業技術をリードする企業が集まる地域にふさわしい、質が高く魅力的なデザインを有した建築物の立地や、地域のうるおいのある景観づくりの一翼を担うよう豊かな緑に包まれた空間づくりを促していきます。さらに、沿道商業店舗では、建築物の外壁や屋外広告物などに落ち着きのある色彩を用いるなど、秩序立った品格のある形態意匠となるよう促していくものとします。

- 本市の「顔」にふさわしい、統一感のある商業・業務地の景観を形成する
- 緑に包まれた質の高い魅力的な建築物が集まる工業地の景観を形成する
- 秩序だった品格が感じられる沿道景観を形成する



□自動車製造関連企業の事務棟



□中心市街地

## 4 文化を培う歴史景観づくり

～地域の伝統を受け継ぎ、歴史と文化の香り高い景観をつくります～

本市では、「クルマのまち」のイメージが先行しますが、足助地区、樹木地区、寺部地区、松平郷などに代表される歴史的な趣を残したまちなみも多数見られます。また市内には、神社仏閣、城跡、道標、謂れのある建築物、祭事など、長い時間をかけて、地域住民などの手によって守り育まれてきた歴史的な地域資源が多数点在し、中には地域の景観を代表するシンボルとなり、地域の個性を生み出す源となっているものも見られます。

本市の歴史景観づくりでは、歴史的な趣のある建築物の形態意匠などが正しい形で後世に伝え残されるよう、市民一人ひとりの地域の歴史文化に対する意識を高め、保存あるいは修景整備を促して、歴史文化の香り高いまちなみ景観の形成を進めていきます。また、城跡や道標などの歴史的な趣を際立たせる各種資源に対しても、まちなみ景観の形成の中で捉え、活かしていくものとします。

このように、長い年月の中で埋もれ、忘れ去られた歴史的な資源に光を当てて掘り起こし、新たな地域資源として磨きをかけて活用することで、歴史的なまちなみ景観の形成を進めていきます。

- 地域に受け継がれてきた伝統的な様式美を保全、継承し、歴史文化の香り高いまちなみ景観を形成する
- 歴史的な趣を際立たせる資源を活かして、まちなみ景観を形成する
- 眠っている歴史的な資源に新たに光を当てて活用し、歴史的なまちなみ景観を形成する



□松平高月院



□足助のまちなみ

## 第3章 景観計画区域の基本方針と行為制限

### 1 景観計画区域を構成するゾーン

第1章で景観計画区域は市全域とし、第2章で区域を捉えた景観形成の基本目標を設定しました。しかし、市内には事務所、商業店舗、住宅などが集まる市街地の景観、里山に囲まれた農山村の景観、自然豊かな山林の景観など、さまざまな特色ある景観が見られるため、建築物に対する行為制限などは、それらの特色に応じて区分したゾーンごとに設定します。

ゾーンの設定は、第8次総合計画の土地利用基本構想を基本とし、景観計画においては、以下に示す区分とします。

- ①市の「顔」となる商業・業務を中心に、大小多数の工場や住宅が集まる「市街地ゾーン」  
市街化区域
- ②広大な田園景観の中に、大規模な流通関連施設が立地する「都市・田園共生ゾーン」  
「緑の外環保全区域」より南側の市街化調整区域
- ③丘陵斜面に見られる里山と、市街地と奥山との境をなす緑豊かな「都市近郊自然共生ゾーン」  
「緑の外環保全区域」を含み、これより北側及び東側の市街化調整区域
- ④緑豊かな山林と、歴史的な趣の感じられるまちなみが点在する「森林環境共生ゾーン」  
都市計画区域外の地域

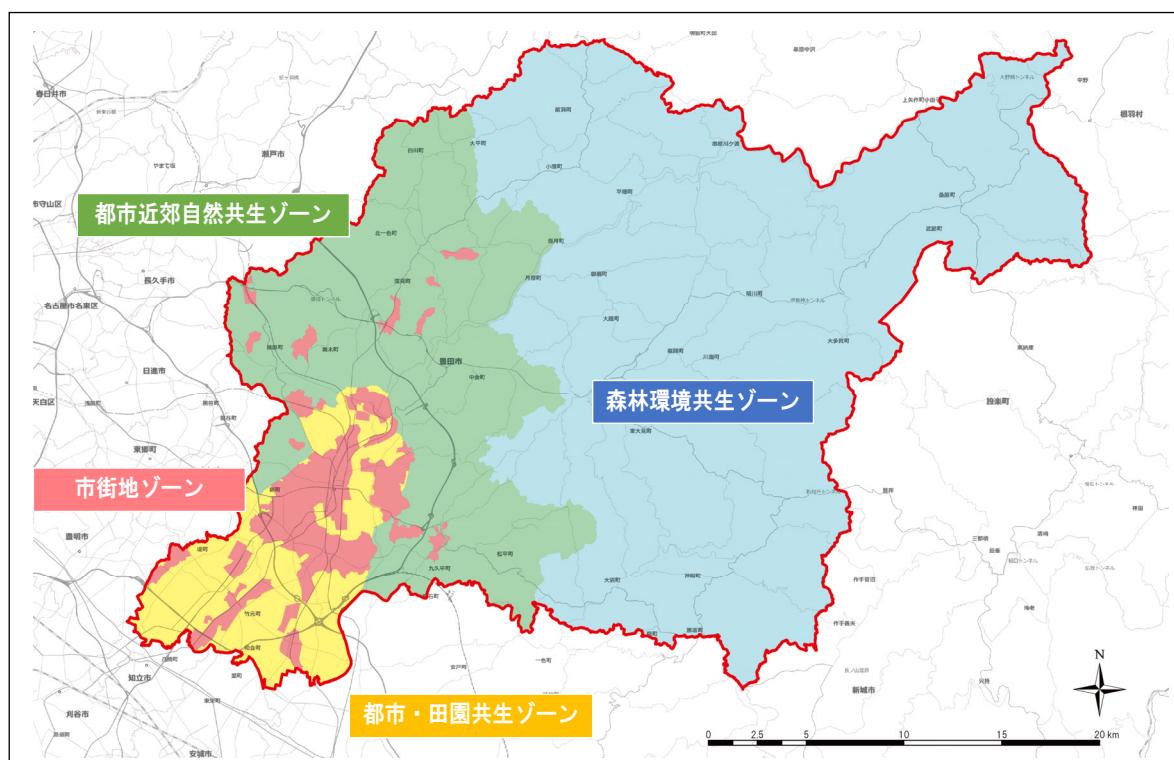


図 景観計画区域の4つのゾーン区分

【市街地ゾーン】

- 豊田市駅などを中心に商業・業務、官公庁、文化施設などが集積し、本市の「顔」を形成している。
- 大小多数の工場、マンション・戸建住宅が、商業・業務地を取り巻くように立地している。
- 周囲を取り巻く地域に比べると、田園や樹林が少ない。



□中心市街地



□美術館から北東を眺める



□ケヤキ通り



□美術館



□自動車製造関連企業



□自動車部品製造企業



□中町線（商店街）



□国道 248 号

【都市・田園共生ゾーン】

- 広大な田園景観が広がっている。
- 伊勢湾岸自動車道のインター周辺に、工場や流通関連業務の企業立地が進みつつある。
- 細い路地に沿って建ち並ぶまちなみが見られる。



□田園



□逢妻女川



□歴史的な趣のあるまちなみ



□隣松寺



□住宅地



□豊田スタジアム



□広美町の工業地



□国道 155 号



【都市近郊自然共生ゾーン】

- 地域全体を覆う緩やかな丘陵斜面には、緑豊かな樹林が広がっている。
- 緩やかな丘陵の地形の中に低層の住宅や工場が立地している。
- 落葉広葉樹などの見られる里山が、付近の農地やまちなみなどの一体的な景観を形成している。



□丘陵斜面地の住宅



□棚田



□鎮守の森



□勤八牧場



□やな



□住宅地



□松平東照宮



□昭和の森

【森林環境共生ゾーン】

- 地域全体が山間で、針葉樹、広葉樹の樹林が大部分を占める緑豊かな地域である。
- 香嵐渓や四季桜などの特徴的な自然景観が見られ、本市及び県を代表する観光地となっている。
- 中馬街道沿いには歴史的なまちなみ景観が残っている。



□矢作川と緑の山々



□奥矢作湖



□四季桜



□足助のまちなみ



□稲武のまちなみ



□小渡界限



□笹戸温泉街



□香嵐渓

## 2 「市街地ゾーン」の方針と行為制限

### 2-1 位置

市街化区域

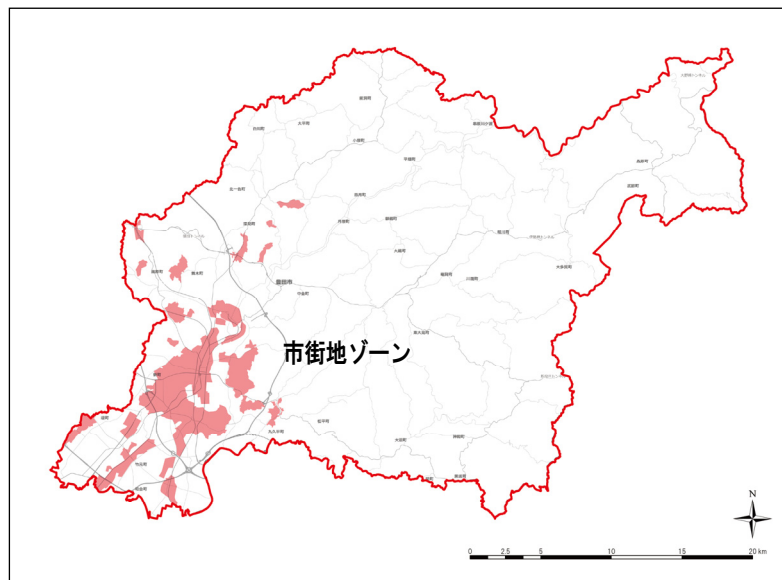


図 市街地ゾーンの位置

### 2-2. 景観特性

- ゾーンの中心部には、名古屋鉄道豊田市駅と愛知環状鉄道新豊田駅が位置し、両駅を繋いだペデストリアンデッキを中心に、大小さまざまな飲食・物販、ホテル、金融などの商業・業務系の建築物が立地する景観が形成されています。
- 市民文化会館、美術館、市役所本庁などの公共施設が多数集まり、本市の芸術文化、行政などの役割を担う、質の高い景観が形成されつつあります。
- けやき通りや、美術館、毘森公園、児ノロ公園などでは、緑豊かな木々が、まちなみにうるおいを創出しています。
- ゾーンの中心部から郊外に移るにつれて、中高層の建築物から低層の戸建住宅や小規模な商店が立地するまちなみ、またロードサイドショップが国道沿道などに見られる景観に変わります。
- 郊外には、敷地外周に緑を配した自動車製造関連の大規模な工場などが立地する景観が見られます。
- 低層住宅や小規模な商店が集まる地域では、中小の工場も多数立地し、住・商・工の建築物が混在した景観も一部で見られます。
- 商業・業務系の施設が集中していることから、市内外から人や自動車の流入が多く、そうした人たちを対象とした屋外広告物がロードサイドショップ、主要道路沿いなどに設けられ、市の「顔」としての景観を損ねている箇所が見られます。

## 2-3 景観形成の基本方針

市街地ゾーンにおける景観形成の基本方針を以下に示します。

### ○水と緑で繋ぐうおい豊かな景観を形成する

毘森公園をまちなみにうおいをもたらす緑の拠点として位置付け、それらを河川や用水、街路樹などにより繋ぎ合わせながら、水と緑のネットワークを形成します。

### ○人とクルマからの視線に配慮した美しいまちなみ景観を形成する

歩行者が安心して歩ける環境、また歩いて楽しいまちなみ景観となるよう、歩道空間の整備を行います。また、歩行者とドライバーの両者の視線に配慮した建築物と屋外広告物の形態意匠を促して、美しいまちなみ景観を形成します。

### ○市の「顔」にふさわしい質の高い市街地景観を形成する

豊田市駅及び新豊田駅周辺などの商業地においては、市の「顔」にふさわしい質が高く、豊かな緑に包まれ、にぎわいと活気に満ちた景観を形成します。

### ○地域の歴史文化を活かした魅力的な景観を形成する

寺部地区や樹木地区などに代表される歴史的な趣の残る地区では、景観形成のための、建築物などに対するルールづくりなどを促して、地域固有の歴史や文化を活かした魅力的な景観を形成します。

### ○緑豊かで広がりを感じられる工場景観を形成する

高岡地区や上郷地区に集まる大規模な工場をはじめ、その他の地区に立地する大規模な工場などにおいては、周囲に広がる田園景観との調和に配慮し、建築物の位置を敷地境界から離して敷地の外縁に中高木を植栽することを促し、緑豊かで広がりを感じられる工場景観を形成します。

## 2-4 要素別の景観形成方針

ゾーンを特徴付ける景観の構成要素（景観要素）を整理し、ゾーン全体の秩序ある景観形成の指針となる「要素別の景観形成方針」を以下に示します。

また併せて、これらの景観要素の中において本市の個性や魅力を引き出し、豊田らしさを高め、魅力的な景観を形成すべき資源を「骨格的な景観資源」として捉え、積極的かつ優先的に景観整備を行う対象として位置付けます。

## 市街地ゾーン

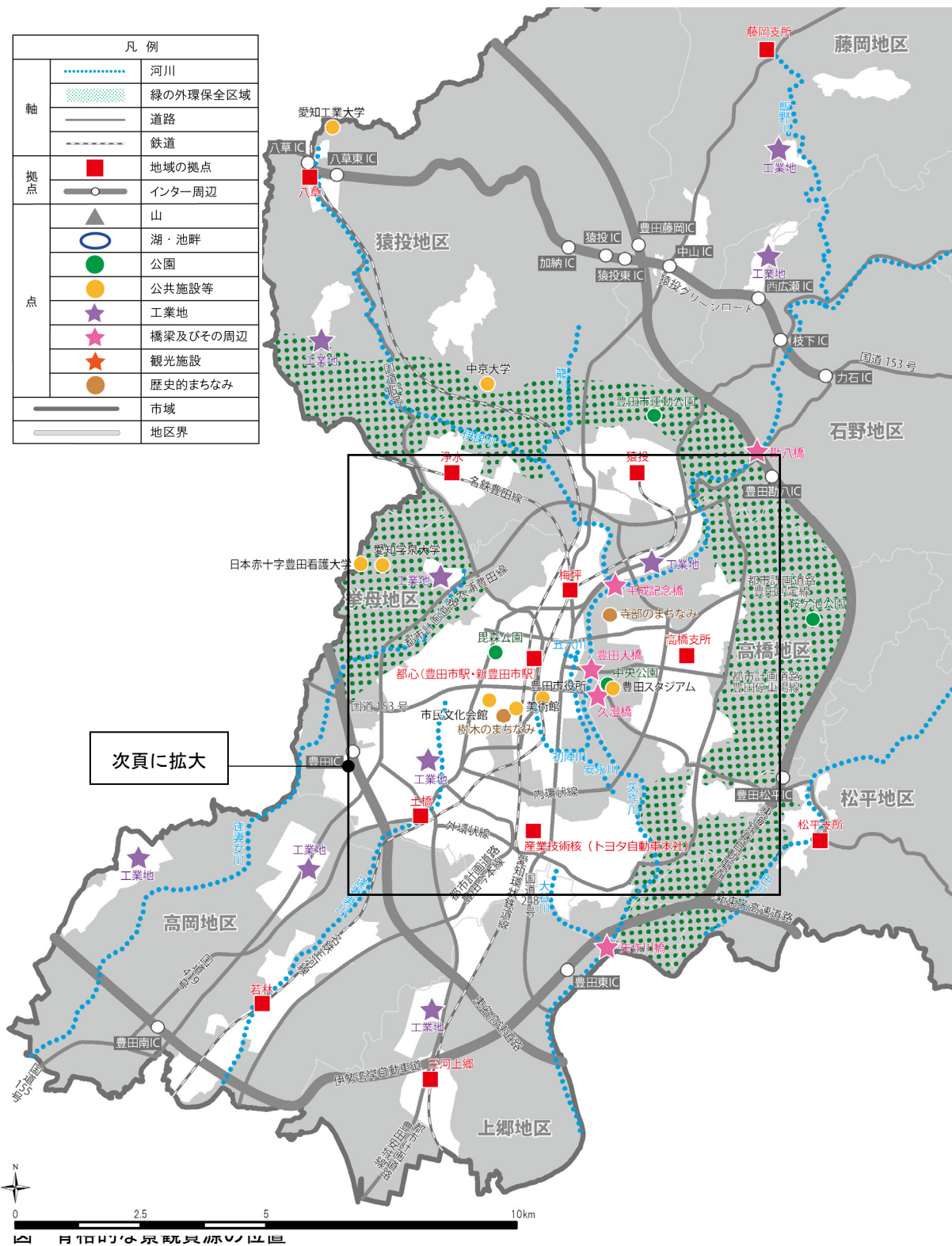
	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
自然	河川	<p>○水質汚濁の防止、河川空間へのゴミの不法投棄の防止、美化活動推進などにより、河川が本来有する自然景観を維持します。</p> <p>○公園、緑道、緑地などとの連携により、水と緑のネットワークを形成し、市民が自然空間を楽しめるよう取り組みます。</p>	<p>・逢妻女川      ・逢妻男川</p> <p>・大谷川        ・初陣川</p> <p>・五六川        ・伊保川</p>
	公園・広場・緑地	<p>○水と緑のネットワークの拠点として整備します。</p> <p>○四季の移り変わりが身近に感じられる空間として、整備や拡充を計画的に進めます。</p> <p>○既存緑地を指定緑地制度などにより保全し、市街地と一体となった美しい景観を形成します。</p>	・毘森公園
生活	住居系	<p>○安心して住み続けられる、ゆとりのあるまちなみ景観の形成を、建築物の形態意匠などを対象とした地域独自のルールづくりを通じて進めます。</p> <p>○住宅敷地内の緑化を促して、うるおいの感じられるまちなみ景観を形成します。</p> <p>○既存の低層住宅地に著しく高層の建築物が建築されないよう配慮を促し、快適なまちなみづくりを進めます。</p>	—
	公共施設系	<p>○市に「顔」にふさわしい、高質で洗練された形態意匠となるよう配慮します。</p> <p>○市役所や美術館などの既存の施設においては、周囲の景観に与える圧迫感や威圧感を軽減し、まちなみ景観との調和を図るよう、敷地内での緑化を積極的に進めます。</p> <p>○市役所、美術館、市民文化会館などの公共施設をネットワーク化したルートを設け、その沿道での景観を形成します。</p>	<p>・市役所      ・市民文化会館</p> <p>・美術館</p>
産業	商業・事務所系	<p>○豊田市駅や新豊田駅前などにおいては、市の「顔」としての活力とにぎわいの感じられる景観を、歩行者及びクルマからの視線に配慮しながら形成されるよう促します。</p> <p>○公園の樹木や街路樹を活かして、緑のネットワークを形成し、歩行者にとって歩いて楽しく、うるおいの感じられる商業地景観を形成します。</p> <p>○拠点地域核周辺の地域などでは、当該地域の個性を活かした形態意匠となるよう配慮を促します。</p>	<p>・都心（豊田市駅・新豊田駅周辺）</p> <p>・産業技術核（トヨタ自動車本社周辺）</p> <p>・拠点地域核（土橋・梅坪・猿投・浄水・若林・三河上郷・八草各駅周辺、松平支所・高橋支所周辺）</p>
	工業系	<p>○工場敷地の外周及び建築物の屋上や壁面において積極的な緑化を促し、無機質な印象を周囲に与えない景観を形成します。</p> <p>○工場の建物形態や壁面の色彩などの配慮を促し、「クルマのまち・豊田」の産業を牽引する質の高い景観を形成します。</p>	・工業地域及び工業専用地域内に建つ工場などの大規模施設

市街地ゾーン

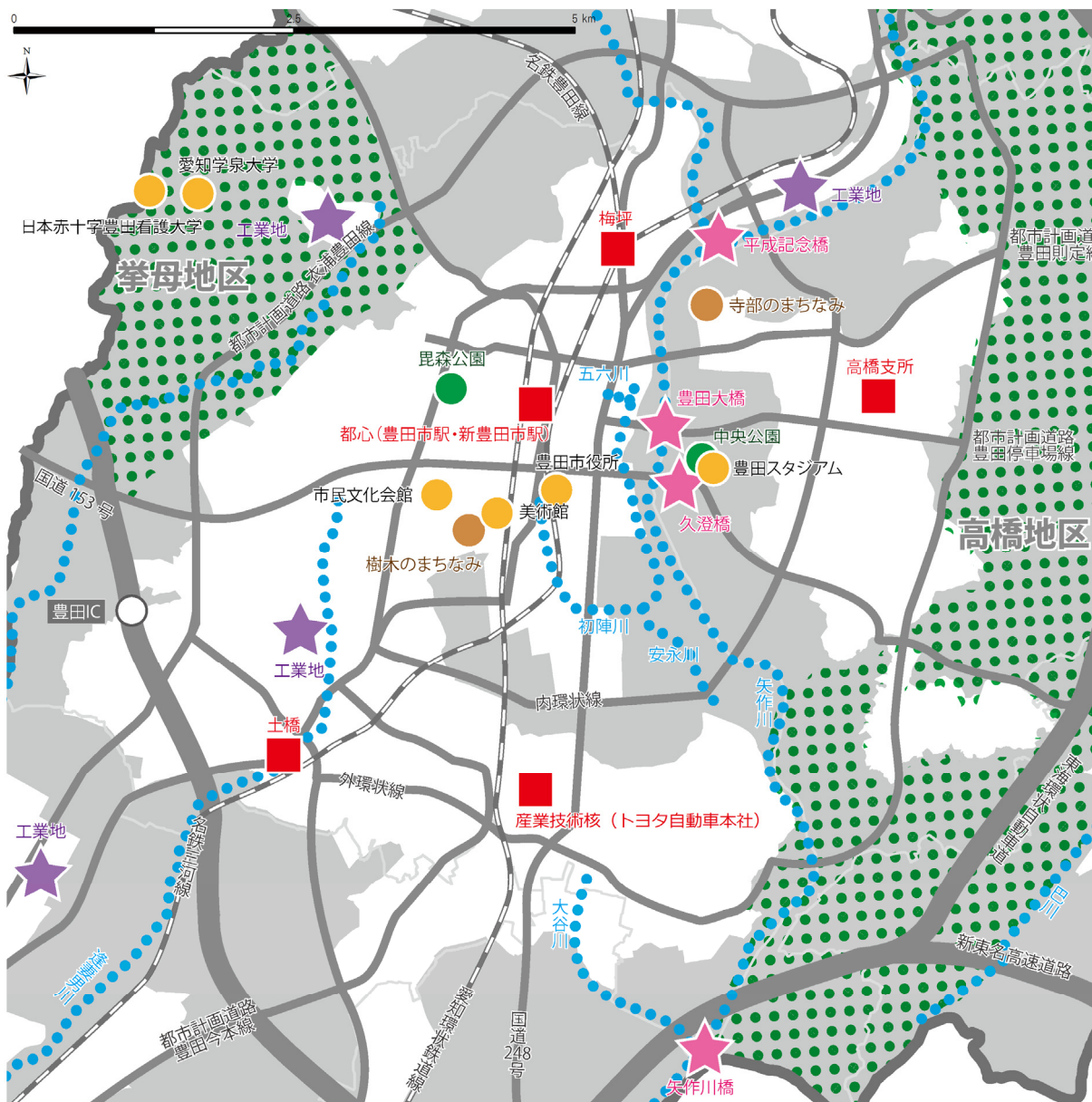
	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
産業	道路	<p>○安全でゆとりのある歩道空間の整備とともに、道路幅員に応じた街路樹の植栽と無電柱化を一体的に進め、快適な道路景観を形成します。</p> <p>○歩道舗装や、ガードレールや照明柱などの道路付属物は、市の「顔」にふさわしい、高質で洗練された意匠となるよう配慮します。</p> <p>○国道153号は、日本風景街道にふさわしい質の高い景観形成を進めます。</p> <p>○豊田インターチェンジなどの周辺は、市の玄関口としてふさわしい洗練された景観形成を進めるとともに、中高木を植栽して、うるおいを創出します。</p>	<p>・東名高速道路</p> <p>・伊勢湾岸自動車道</p> <p>・国道153号      ・国道155号</p> <p>・国道248号      ・国道301号</p> <p>・国道419号      ・内・外環状線</p> <p>・都市計画道路衣浦豊田線</p> <p>・都市計画道路豊田則定線</p> <p>・都市計画道路豊田市停車場線</p> <p>・都市計画道路豊田今本線</p> <p>・都市計画道路豊田安城線</p> <p>・インターチェンジ周辺(豊田、八草、中山)</p>
	鉄道・駅	<p>○名古屋鉄道や愛知環状鉄道の鉄道事業者と連携して、高架構造物や高架下の景観への配慮を行います。また、屋外広告物の規制誘導など、高架上からの眺望に配慮した景観づくりを沿線で行います。</p> <p>○市や地域の「顔」、また「玄関口」のひとつとして、駅舎の形態意匠などにおいて、本市や地域のシンボルとなる景観形成を促します。</p>	<p>・名古屋鉄道(三河線、豊田線)</p> <p>・愛知環状鉄道</p>
歴史	歴史的建造物	<p>○桜城址などの史跡や多数ある神社仏閣などの歴史的建造物は、適切な維持管理に努めます。また、周囲の景観に対しては、歴史的な趣の感じられる整備や規制を行います。</p>	—
	歴史的まちなみ	<p>○寺部や樹木などでは、まちなみとしての連続性を守り育むための、建築物の建築などに関するルールづくりを進めます。</p> <p>○無電柱化や道路の美装化など、道路空間での歴史的な景観の演出を進めます。</p>	<p>・寺部のまちなみ</p> <p>・樹木のまちなみ</p>
	祭り・伝統行事	<p>○歴史的な趣を残す祭りや伝統行事の開催地周辺は、無電柱化を図り、祭りの背景にふさわしい景観を形成します。</p>	—

市街地ゾーン

凡例		
軸		河川
		緑の外環保全区域
軸		道路
		鉄道
拠点		地域の拠点
		インター周辺
点		山
		湖・池畔
		公園
		公共施設等
		工業地
		橋梁及びその周辺
		観光施設
		歴史的まちなみ
		市域
		地区界



市街地ゾーン



凡 例		点		
軸		河川		山
		緑の外環保全区域		湖・池畔
		道路		公園
		鉄道		公共施設等
拠点		地域の拠点		工業地
		インター周辺		橋梁及びその周辺
		市域		観光施設
		地区界		歴史的まちなみ

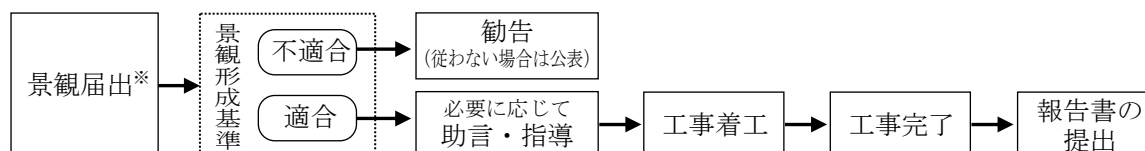
図 骨格的な景観資源の位置（前頁の拡大）

## 2-5 良好な景観の形成のための行為の制限

景観法第8条第2項第3号

本ゾーンで届出対象行為に示した規模を超える建築物や工作物の建築、また開発行為を行おうとする場合は、事前の届出が必要です。また、届け出た建築物や工作物、開発行為は、それぞれに該当する景観形成基準に適合させる必要があります。

以下に、届出の受付フローを示します。



※工事着工の30日前まで

## 2-5-1 建築物

## ①届出対象行為

市街地ゾーンでの建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域</li> <li>・第二種低層住居専用地域</li> </ul>	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m超</li> <li>・建築面積500㎡超</li> <li>・立面積※1500㎡超</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種中高層住居専用地域</li> <li>・第二種中高層住居専用地域</li> <li>・第一種住居地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> </ul>	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13m超</li> <li>・建築面積1000㎡超</li> <li>・立面積1000㎡超</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> </ul> ※ただし、道路境界線からの距離が50m以内の区域に限る。	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ15m超</li> <li>・建築面積1000㎡超</li> <li>・立面積1000㎡超</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業専用地域</li> </ul> ※ただし、道路境界線からの距離が50m以内の区域に限る。	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ15m超</li> <li>・建築面積2000㎡超</li> <li>・立面積2000㎡超</li> </ul>

※1：「立面積」とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面等から見える、建築物の壁面等の面積をいう。



## ②景観形成基準

市街地ゾーンでの建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準	
	商業地域、近隣商業地域	左記以外
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう配置する。</li> <li>道路等の公共空間側は可能な限り緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。</li> <li>工場、倉庫においては、周囲への圧迫感を軽減するよう、敷地境界からの距離を多くとるよう努める。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。</li> <li>商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物やまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
色彩 (外壁・屋根 建具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 6 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 10% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 6 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。</li> <li>屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しないようにする。</li> </ul>	
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> <li>駐車場や荷捌き場は道路等の公共空間から目立たないように、沿道部は可能な限り緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> <li>工場、倉庫においては、周辺の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める。</li> </ul>

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

## 2-5-2 工作物

## ①届出対象行為

市街地ゾーンでの工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

届出対象行為 区分	工作物※ <sup>1</sup>		
	右記以外の工作物	高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種低層住居専用地域</li> <li>・ 第二種低層住居専用地域</li> </ul>	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ※<sup>2</sup>が10m超</li> <li>・ 建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が10m超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが5m超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅員が4m超</li> <li>・ 延長が10m超</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種中高層住居専用地域</li> <li>・ 第二種中高層住居専用地域</li> <li>・ 第一種住居地域</li> <li>・ 第二種住居地域</li> <li>・ 準住居地域</li> <li>・ 商業地域</li> <li>・ 近隣商業地域</li> </ul>	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが13m超</li> <li>・ 建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が13m超</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準工業地域</li> <li>・ 工業地域</li> <li>・ 工業専用地域</li> </ul> ※ただし、道路境界線からの距離が50m以内の区域に限る。	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが15m超</li> <li>・ 建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超</li> </ul>		

※1：「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるもの。

- ・ 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・ 橋りょう、横断歩道橋、こ線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- ・ 製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・ 駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・ 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・ 野球場、庭球場等の運動施設その他これらに類するもの
- ・ 垣、さく、塀及び門
- ・ 人形や銅像等のモニュメント

※2：「高さ」とは、地盤面から最高部までをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

②景観形成基準

市街地ゾーンの工作物の建設などに対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準	
	商業地域、近隣商業地域	左記以外
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。</li> </ul>	
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。</li> <li>・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。</li> </ul>	
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。</li> <li>・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 6 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 10% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 6 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

## 市街地ゾーン

## 2-5-3 開発行為

## ①届出対象行為

市街地ゾーンでの開発行為に対する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域	開発区域の面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 <sup>※1</sup>

※1：「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年・法律100号）の第4条第12項に基づくものとする。

## 抜粋（都市計画法第4条第12項）

## 第4条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

## ②行為制限（景観形成基準）

市街地ゾーンでの開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・形態	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

## 2-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限

景観法第8条第2項第5号

区分 項目	屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模、形態などとする。</li> <li>・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに十分配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。</li> <li>・屋上広告を設置する場合、建築物の壁面と素材、色彩を合わせるなど建築物との一体性、周囲との調和に十分配慮する。</li> </ul>
数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。</li> </ul>

## 2-7 景観重点地区

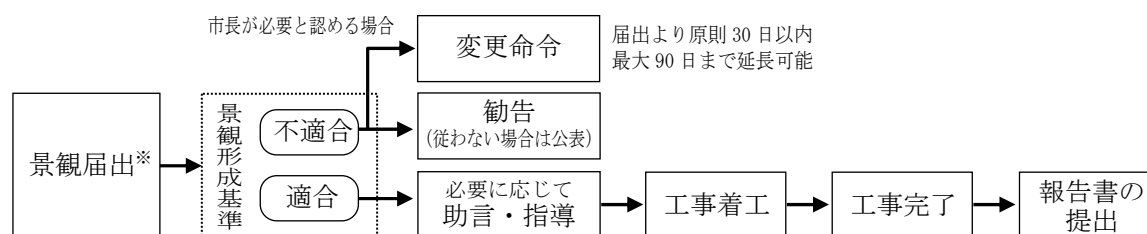
景観重点地区とは、良好な景観の形成を重点的に進めていく地区のことです。  
以下に、当該ゾーン内における、その候補地区（およその範囲）を示します。

今後、これらの候補地区に対して、明確な範囲や、地区内での届出対象行為と景観形成基準を、地域住民との協議を通じて定めます。また、当該地区では、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法、文化財保護法などに基づく諸制度の活用も図り、良好な景観の形成を進めていくことも検討します。

なお、上記のとおり、景観重点地区で届出対象行為と景観形成基準を設けた際には、届出対象行為に示した規模を超える建築物や工作物の建築などを行おうとする場合は、事前の届出を必要とします。また、届け出た建築物や工作物などは、それぞれに該当する景観形成基準に適合させることを必要とします。

「2-5 良好な景観の形成のための行為制限」で示した届出の手続フローでは、景観形成基準に適合しないものに対しては「勧告」を行うまでの措置でしたが、景観重点地区内では、さらに、景観行政団体が行った建築物と工作物に対する勧告を受け入れようとしない者に対して、景観行政団体は形態意匠に限って「変更命令」を行うことができるようになります。

以下に、届出の手続フローを示します。



※工事着工の 30 日前まで

## 市街地ゾーン

## 2-7-1 中心市街地地区

## ①候補地区の選定

本市の「顔」として捉えることができる地区、また本地区での積極的な景観形成が他地区に対して大きなインパクトや波及効果が期待できる地区として、以下に示す「中心市街地地区」を景観重点地区の候補地区とします。

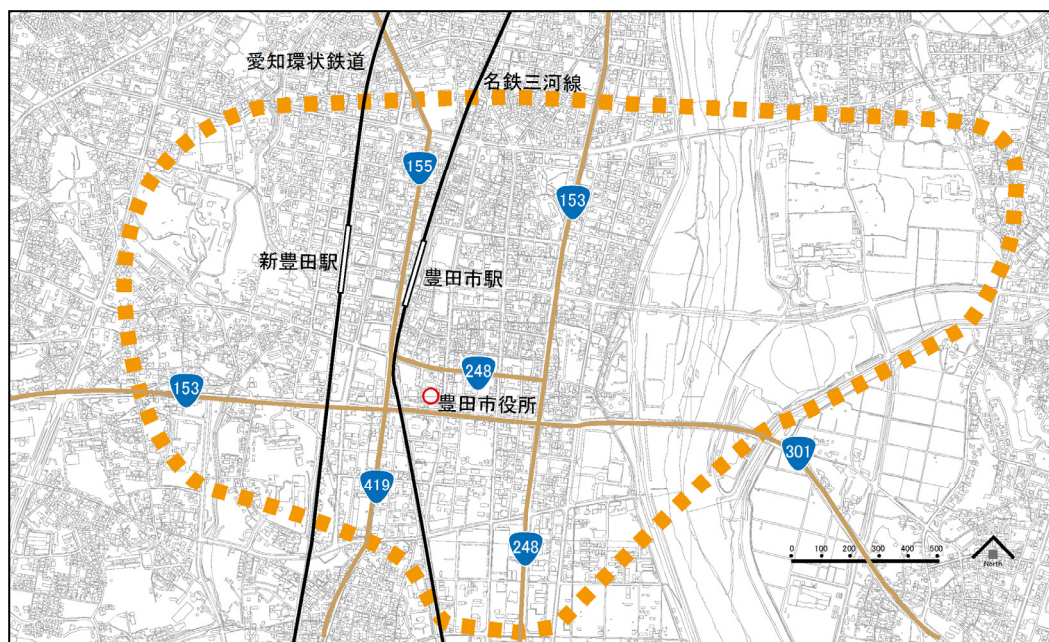


図 中心市街地地区（候補地区）

## ②基本方針

- 緑に包まれ、身近に豊かな自然が感じられるように、街路樹や公園などの公共空間や民有地の緑化を推進します。
- 市の「顔」にふさわしく、文化的で質の高いまちなみの形成を図るために、建築物や屋外広告物への配慮を促し、秩序ある美しいまちなみをつくります。

## 市街地ゾーン

## 2-7-2 国道 248 号地区

## ①候補地区の選定

市の「顔」として捉えることができる「中心市街地地区」への導入路として、市の「玄関口」として捉えることができる地区、また本地区での積極的な景観形成が他地区に対して大きなインパクトや波及効果が期待できる地区として、以下に示す「国道 248 号地区」を景観重点地区の候補地区とします。

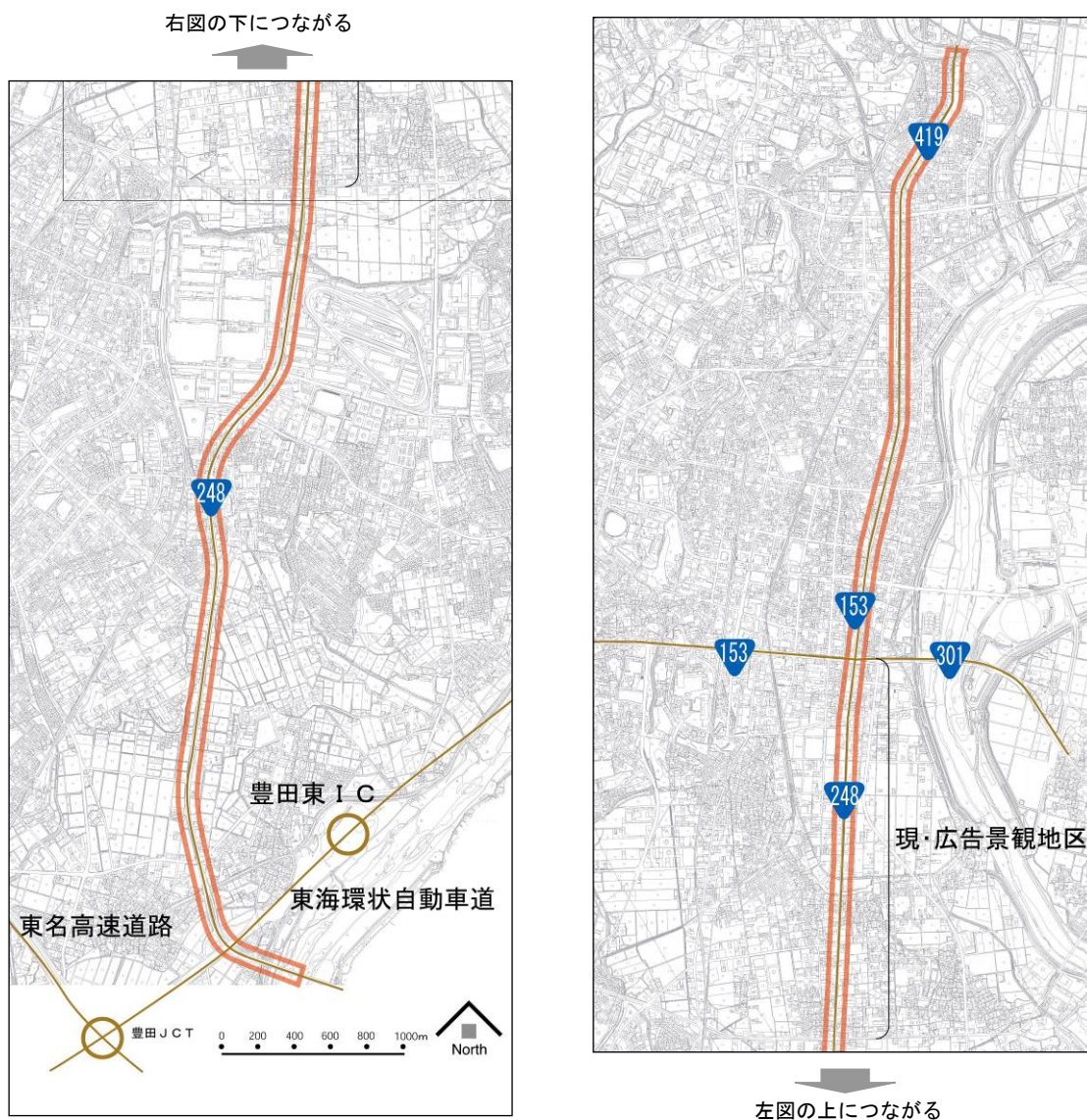


図 国道 248 号地区（候補地区）

## ②基本方針

- 沿道商業店舗のにぎわいと活気に満ちた景観形成を図るように、建築物や屋外広告物のデザインに配慮を促し、人とクルマに快適な、上質で美しい通りをつくります。
- うるおい豊かな道路空間の形成を図るように、街路樹の植栽や沿道商業店舗の敷地内における積極的な緑化を促し、緑豊かなシンボルロードをつくります。



### 3 「都市・田園共生ゾーン」の方針と行為制限

#### 3-1 位置

「緑の外環保全区域」より  
南側の市街化調整区域

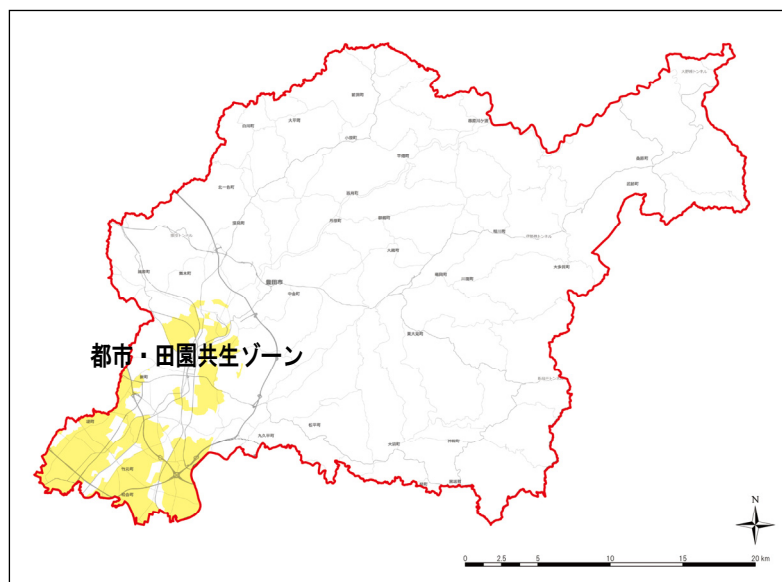


図 都市・田園共生ゾーンの位置

#### 3-2 景観特性

- 田園の中に住宅地が点在する、のびやかで広がりの感じられる景観が見られます。
- 点在する住宅地には、比較的規模の大きな木造平屋建てあるいは2階建て程度の民家などが、細い路地に沿って建ち並ぶ様子が見られます。多くの建築物が日本瓦葺きの勾配屋根を有しており、中には押縁下見板張りなどの外壁を有した建築物も見られるなど、歴史的な農村としての趣の感じられる景観も見られます。
- しかし近年、建築物の建替えが進み、平瓦やスレート瓦を用いた屋根やサイディング（同一規格の板状の外装材）を用いた外壁で造られた住宅も多数見られます。これらの新建材は色彩が豊富で、彩度の高いものが落ち着いた感じられる住宅地内で用いられることによって、まちなみとしてのまとまりを欠いてしまっている地域も一部で見られます。
- 市街化区域が入り組み、大規模な自動車製造関連工場が隣接しています。また近年、東名高速道路・豊田インター及び東海環状自動車道・豊田東インター、伊勢湾岸自動車道・豊田南インター周辺などに大規模な流通関連施設の立地が進み、広がりの感じられる田園景観が見られる場所が少なくなりつつあります。
- 道路などの公共空間から、直接、工場地内の資材置き場などが見えるなど、周囲の景観への配慮が乏しいものもあります。

都市・田園共生ゾーン

景観法第8条第2項第2号

### 3-3 景観形成の基本方針

都市・田園共生ゾーンにおける景観形成の基本方針を以下に示します。

○広がりのある田園景観と山並みへの眺望景観を保全する

田園や、逢妻女川や逢妻男川の河川護岸などに見られる緑豊かな自然景観の保全を行うとともに、それらの背景となっている遠方の山並みへの眺望景観を保全します。

○落ち着いた感じられる住宅地内の景観を守り育む

住宅地内では、地域住民が愛着と親しみを持って、これからも住み続けられるよう、これまで受け継いできた日本の伝統様式を持つ建物形態の保全を促して、落ち着いた感じられる景観を守り育みます。

### 3-4 要素別の景観形成方針

ゾーンを特徴付ける景観の構成要素（景観要素）を整理し、ゾーン全体の秩序ある景観形成の指針となる「要素別の景観形成方針」を以下に示します。

また併せて、これらの景観要素の中において本市の個性や魅力を引き出し、豊田らしさを高め、魅力的な景観を形成すべき資源を「骨格的な景観資源」として捉え、積極的かつ優先的に景観整備を行う対象として位置付けます。

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
自然	田園	○広大な面積を有する上郷地区などの田園においては、農業振興策を図りつつも、地域にゆとりと潤いをもたらす空間として、その広がりを感じられる景観を保全します。 ○生物多様性の保全を図る空間として、田園内を流れる小川や土手などの自然環境を保全します。	-
	河川	○水質汚濁の防止、河川空間へのゴミの不法投棄の防止、美化活動推進などにより、逢妻女川や逢妻男川などの河川が本来有する自然景観を維持します。 ○市民が水辺の自然を楽しめるよう、親水性のある空間の創出に取り組みます。	・矢作川 ・逢妻男川 ・安永川 ・大谷川 ・逢妻女川 ・籠川 ・初陣川
生活	公園・広場・緑地	○水と緑のネットワークの拠点として整備します。 ○誰もが憩うことのできる快適な空間として、中央公園などの整備や拡充を計画的に進めます。	・中央公園

## 都市・田園共生ゾーン

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
生活	公共施設系	<p>○市の「顔」にふさわしい、高質で洗練された形態意匠となるよう配慮します。</p> <p>○既存の施設においては、周囲の景観に与える圧迫感や威圧感を軽減し、まちなみ景観との調和を図るよう、敷地内での緑化を積極的に進めます。</p>	・豊田スタジアム
	住居系	<p>○安心して住み続けられる、ゆとりのあるまちなみ景観の形成を、建築物の形態意匠などを対象とした地域独自のルールづくりを通じて進めます。</p> <p>○低層あるいは中層程度の建築を促し、周囲の広がりを感じられる田園景観との調和に配慮した景観形成を進めます。</p>	—
産業	商業・事務所系	○当該地域の個性を活かした形態意匠となるよう配慮を促します。	—
	工業系	<p>○工場敷地の外周及び建築物の屋上や壁面において積極的な緑化を促し、無機質な印象を周囲に与えない景観を形成します。</p> <p>○建築物などの高さを可能な限り抑えるとともに、壁面の色彩などの配慮を促し、周囲の住宅地や広がりのある田園景観との調和を図ります。</p>	・工場などの大規模施設
	道路	<p>○道路幅員に応じた街路樹の植栽を進めて、緑豊かな道路景観を形成します。</p> <p>○国道 155 号をはじめとした道路においては、ガードレールや照明柱などの道路付属物はシンプルな形態意匠とし、周囲の自然景観との調和に配慮します。</p> <p>○橋梁は、周囲の自然景観やまちなみ景観との調和に配慮します。大規模なものは地域のランドマークとなるよう、構造や意匠において景観に配慮するとともに、その周辺もランドマーク性を損なわないよう配慮します。</p> <p>○豊田南インターチェンジ周辺は、市の玄関口としてふさわしい洗練された景観形成を進めるとともに、中高木を植栽して、うるおいを創出します。</p>	<p>・伊勢湾岸自動車道</p> <p>・東名高速道路</p> <p>・国道 153 号      ・国道 155 号</p> <p>・国道 301 号      ・国道 419 号</p> <p>・国道 248 号      ・内・外環状線</p> <p>・都市計画道路豊田則定線</p> <p>・都市計画道路豊田市停車場線</p> <p>・都市計画道路衣浦豊田線</p> <p>・都市計画道路豊田今本線</p> <p>・都市計画道路豊田安城線</p> <p>・インターチェンジ周辺（豊田東、豊田南）</p> <p>・橋梁（久澄橋、豊田大橋、矢作川橋、平成記念橋）</p>
産業	鉄道・駅	<p>○屋外広告物の規制誘導など、鉄道からの眺望に配慮した景観づくりを沿線で行います。</p> <p>○地域の「顔」、また「玄関口」のひとつとして、駅舎の形態意匠などにおいて地域のシンボルとなる景観形成を促します。</p>	<p>・名古屋鉄道（三河線）</p> <p>・愛知環状鉄道</p>
歴史	歴史的建造物	○多数ある神社仏閣などの歴史的建造物は、適切な維持管理に努めます。	—

都市・田園共生ゾーン

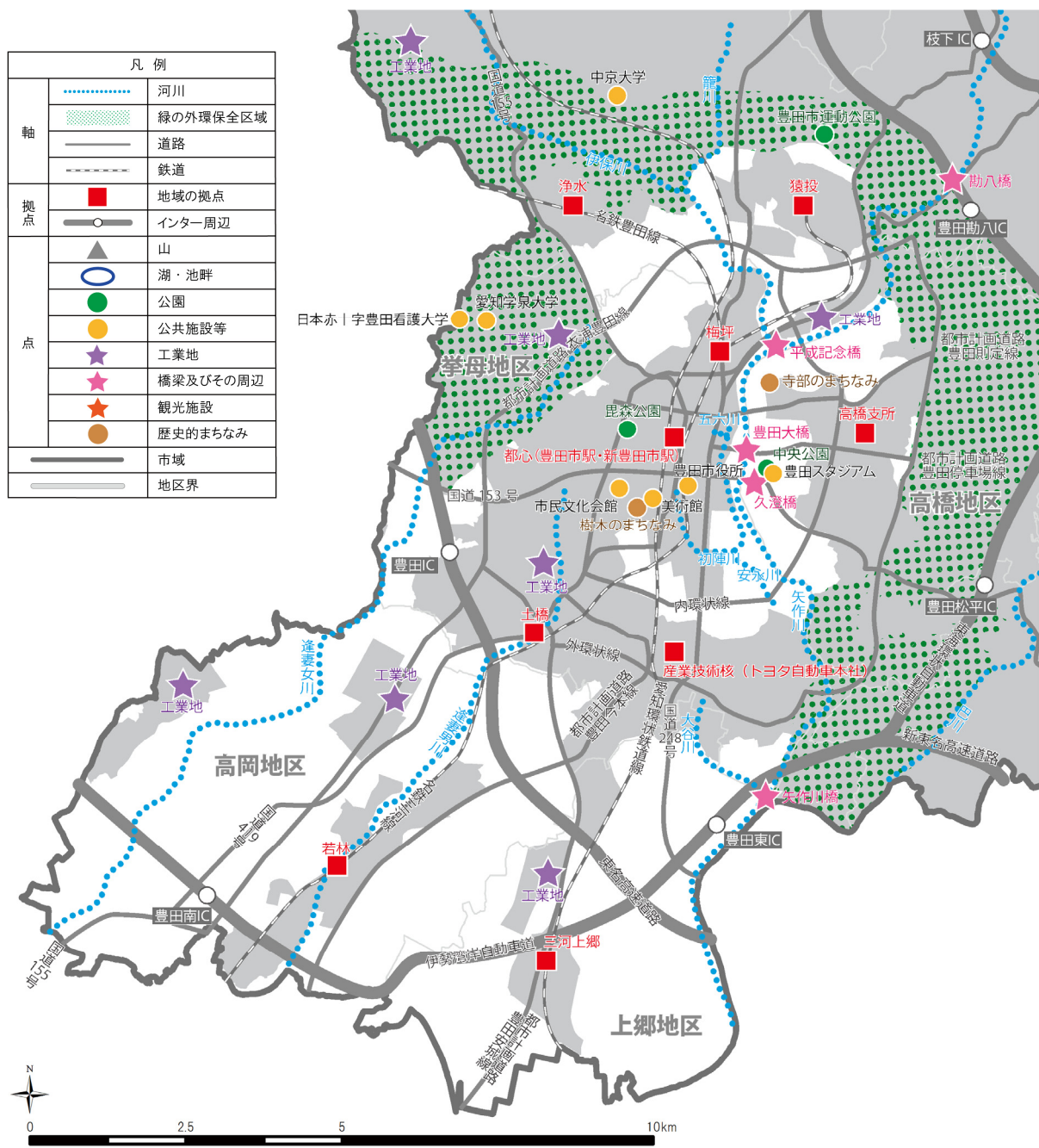


図 骨格的な景観資源の位置

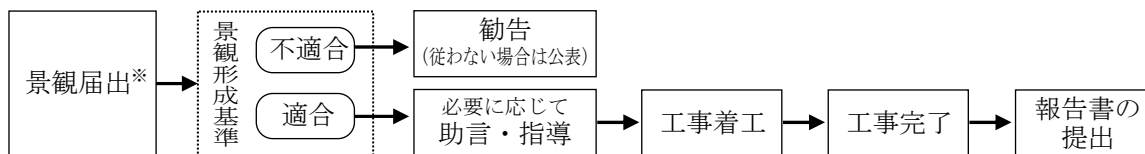
都市・田園共生ゾーン

景観法第8条第2項第3号

### 3-5 良好な景観の形成のための行為の制限

本ゾーン内で「届出対象行為」に示した規模を超える建築物や工作物の建築、また開発行為を行おうとする場合は、事前の届出が必要です。また、届け出た建築物や工作物、開発行為は、それぞれに該当する「景観形成基準」に適合させることが必要です。

以下に、届出の手続フローを示します。



※工事着工の30日前まで

#### 3-5-1 建築物

##### ①届出対象行為

都市・田園共生ゾーンでの建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域 (市街化調整区域)	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m超</li> <li>・建築面積500㎡超</li> <li>・立面積500㎡超</li> </ul>

※1：「立面積」とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面等から見える、建築物の壁面等の面積をいう。

## ②景観形成基準

都市・田園共生ゾーンでの建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。</li> <li>・工場、倉庫においては、周囲への圧迫感を軽減するよう、敷地境界からの距離を多くとるよう努める。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物やまちなみ及び自然景観との調和に配慮するよう努める。</li> </ul>
色彩 (外壁・屋根 建具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。 やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。</li> <li>・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しないようにする。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> <li>・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める。</li> </ul>

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

## 3-5-2 工作物

## ①届出対象行為

都市・田園共生ゾーンでの工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

届出対象行為 区分	工作物※ <sup>1</sup>		
	右記以外の工作物	高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
ゾーン全域 (市街化調整区域)	次のいずれかに該当するもの ・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが5m超	・幅員が4m超 ・延長が10m超

※1：「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるもの。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、横断歩道橋、こ線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・野球場、庭球場等の運動施設その他これらに類するもの
- ・垣、さく、塀及び門
- ・人形や銅像等のモニュメント

※2：「高さ」とは、地盤面から最高部までをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

## ②景観形成基準

都市・田園共生ゾーンの工作物の建設などに対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。</li> <li>・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。</li> <li>・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。



## 3-5-3 開発行為

## ①届出対象行為

都市・田園共生ゾーンでの開発行為に対する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域 (市街化調整区域)	開発区域の面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 <sup>※1</sup>

※1：「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年・法律100号）の第4条第12項に基づくものとする。

## 抜粋（都市計画法第4条第12項）

## 第4条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

## ②行為制限（景観形成基準）

都市・田園共生ゾーンでの開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>・やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。</li> <li>・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。</li> <li>・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。</li> </ul>

### 3-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限

景観法第8条第2項第5号

区分 項目	屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模、形態などとする。</li> <li>・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに十分配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。</li> <li>・屋上広告を設置する場合、建築物の壁面と素材、色彩を合わせるなど建築物との一体性、周囲との調和に十分配慮する。</li> </ul>
数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。</li> </ul>

## 4 「都市近郊自然共生ゾーン」の方針と行為制限

### 4-1 位置

「緑の外環保全区域」を含み、これより北側及び東側の市街化調整区域

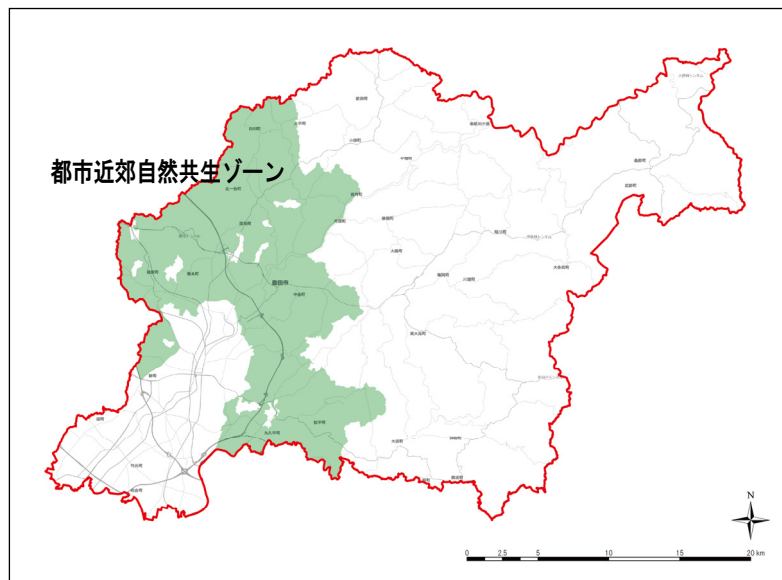


図 都市近郊自然共生ゾーンの位置

### 4-2 景観特性

- 本ゾーンは、ゾーン北端の市境に本市及び愛知県のシンボリックな存在でもある猿投山（標高 629m）が位置し、またゾーン全体を覆う緩やかな丘陵斜面には緑豊かな樹林が広がるなど、自然が豊かな地域となっています。
- 緩やかな丘陵の地形の中には工場や住宅などの建築物が立地し、自然と地域の暮らしとが調和した景観が見られます。
- しかし、そうした地域では宅地の区画があまり整っていないところもあり、また小規模な商店や工場、住宅などが混在した景観となっている箇所も見られます。
- 一方、本ゾーン内には、落葉広葉樹などで構成された里山も見られ、付近の農地などと一体的に形成されている景観は、見る者にやすらぎを感じさせます。
- 松平郷などの歴史的な趣の残る地域では、松平東照宮や高月院などの地域資源と相まって、市街地の喧騒から離れた、静かで、落ち着いた感じられる景観が見られます。

### 4-3 景観形成の基本方針

景観法第8条第2項第2号

都市近郊自然共生ゾーンにおける景観形成の基本方針を以下に示します。

#### ○多様な生物が生息できる環境を有した景観を形成する

里山などの緑は、周囲の資源を際立たせる景観資源として適切な維持管理を促すとともに、付近を流れる矢作川や巴川などの河川空間と併せて整備することで、多様な生物が生息できる環境を有した景観を形成します。

#### ○心和む美しい住宅地景観を保全する

周囲に広がる田園や小川などを含む美しい里山との調和に配慮して、建築物などの外壁や屋根には派手な色彩を用いないようにするなど、心和む、落ち着いた感じられる住宅地景観を形成します。

#### ○周囲の里山などの自然景観と調和した住宅及び工場の景観を形成する

「藤岡支所周辺」などにおいては、周囲の里山などに見られる緑豊かな自然景観との調和に配慮した景観形成を進めます。また、工場においては、建築物などの高さを可能な限り低く抑えたり、敷地の外縁に中高木を植栽したりすることを促して、周囲の自然景観との調和に配慮した景観を形成します。

#### ○地域の歴史を物語る景観資源を保全・活用する

名所・旧跡などの地域の歴史文化が表れた資源を地域のシンボルとして保全します。また、散策路や案内板の整備を進めて関連する資源を繋ぎ合ったり、民有空間における生垣の設置や敷地内の緑化を促します。

### 4-4 要素別の景観形成方針

ゾーンを特徴付ける景観の構成要素（景観要素）を整理し、ゾーン全体の秩序ある景観形成の指針となる「要素別の景観形成方針」を以下に示します。

また併せて、これらの景観要素の中において本市の個性や魅力を引き出し、豊田らしさを高め、魅力的な景観を形成すべき資源を「骨格的な景観資源」として捉え、積極的かつ優先的に景観整備を行う対象として位置付けます。

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
自然	山林・森	<p>○生態系に配慮した適正な土地利用を進めるとともに、猿投山や炮烙山などの山林を保全・育成し、うるおいの感じられる自然景観を形成します。</p> <p>○山林や森を積極的に保全し、市街地の背景となる美しい景観を形成します。</p>	<p>・猿投山 ・六所山</p> <p>・炮烙山</p>

## 都市近郊自然共生ゾーン

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
自然	河川	<p>○水質汚濁の防止、河川空間へのゴミの不法投棄の防止、美化活動推進などにより、矢作川や巴川をはじめとした河川が本来有する自然景観を維持します。</p> <p>○河川と一体的景観を成している沿岸の木々を保全し、豊かな自然景観を維持します。</p>	<p>・矢作川                      ・巴川</p> <p>・籠川                        ・飯野川</p> <p>・伊保川                    ・逢妻女川</p>
生活	公園・広場・緑地	<p>○水と緑のネットワークの拠点として整備します。</p> <p>○四季の移り変わりが身近に感じられる空間として、整備や拡充を計画的に進めます。</p> <p>○既存緑地を風致地区や緑地保全地域などの法制度による指定を視野に入れて積極的に保全し、市街地と一体となった美しい景観を形成します。</p>	<p>・緑の外環保全区域</p> <p>・豊田市運動公園</p> <p>・鞍ヶ池公園</p>
	住居系	<p>○安心して住み続けられる、ゆとりのあるまちなみ景観の形成を、建築物の形態意匠などを対象とした地域独自のルールづくりを通じて進めます。</p> <p>○住宅敷地内の緑化を促すとともに、建築物の壁面や屋根においては落ち着いた感じられる色彩を用いるよう促して、周囲の自然景観との調和に配慮した景観形成を進めます。</p> <p>○低層あるいは中層程度の建築を促し、都市近郊の自然景観との調和に配慮した景観形成を進めます。</p>	—
	公共施設系	<p>○周囲の緩やかな起伏のある大地と緑豊かな自然景観との調和に配慮した形態意匠とします。</p> <p>○愛知工業大学などの既存の施設においては、周囲の景観に与える圧迫感や威圧感を軽減し、まちなみ景観との調和を図るよう、敷地内での緑化を積極的に進めます。</p>	<p>・愛知工業大学    ・愛知学泉大学</p> <p>・中京大学</p> <p>・日本赤十字豊田看護大学</p>
	生活拠点	<p>○藤岡支所周辺では、建築物が景観形成の牽引役となるべく、魅力的な形態意匠となるよう配慮を促します。</p> <p>○公園の樹木や街路樹を活かして、緑のネットワークを形成し、歩行者にとって歩いて楽しく、うるおいの感じられる景観を形成します。</p>	・地域核（藤岡支所周辺）
産業	工業系	<p>○工場敷地の外周及び建築物の屋上や壁面において積極的な緑化を進め、無機質な印象を周囲に与えない景観を形成します。</p> <p>○建築物や工作物、また設備機器や資材などの配置に配慮し、周囲の自然景観との調和のとれた景観の形成を促します。</p>	・工場などの大規模施設

## 都市近郊自然共生ゾーン

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
産業	道路	<p>○道路幅員に応じて街路樹の植栽を進めて、緑豊かな道路景観を形成します。</p> <p>○国道 153 号をはじめとした道路においては、ガードレールや照明柱などの道路付属物は、周囲の自然景観などとの調和に配慮した、シンプルな形態意匠とします。</p> <p>○国道 153 号は、日本風景街道にふさわしい質の高い景観形成を進めます。</p> <p>○橋梁は、周囲の自然景観やまちなみ景観との調和に配慮します。大規模なものは地域のランドマークとなるよう、構造や意匠において景観に配慮するとともに、その周辺もランドマーク性を損なわないよう配慮します。</p> <p>○豊田藤岡インターチェンジなどの周辺は、市の玄関口としてふさわしい洗練された景観形成を進めるとともに、木々を植栽して周囲の景観との調和を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海環状自動車道</li> <li>・伊勢湾岸自動車道</li> <li>・猿投グリーンロード</li> <li>・新東名高速道路</li> <li>・国道 153 号      ・国道 155 号</li> <li>・国道 301 号      ・国道 419 号</li> <li>・外環状線</li> <li>・都市計画道路衣浦豊田線</li> <li>・主要地方道豊田明智線</li> <li>・インターチェンジ周辺（豊田勘八、豊田松平、豊田藤岡、猿投グリーンロード上の 7 つの IC）</li> <li>・橋梁（勘八橋）</li> </ul>
	鉄道・駅	<p>○屋外広告物の規制誘導など、鉄道からの眺望に配慮した景観づくりを沿線で行います。</p> <p>○地域の「顔」、また「玄関口」のひとつとして、駅舎の形態意匠などにおいて地域のシンボルとなる景観形成を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知環状鉄道</li> </ul>
歴史	歴史的建造物	<p>○名跡・旧所などに見られる歴史的建造物は、適切な維持管理に努めます。また、周囲の景観に対しては、歴史的な趣の感じられる整備や規制を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松平郷（観光施設）</li> </ul>
	歴史的まちなみ	<p>○松平郷などでは、まちなみとしての連続性を守り育むための、建築物の建築などに関するルールづくりを進めます。</p> <p>○無電柱化や道路の美装化など、道路空間での歴史的な景観の演出を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松平郷のまちなみ</li> </ul>

都市近郊自然共生ゾーン

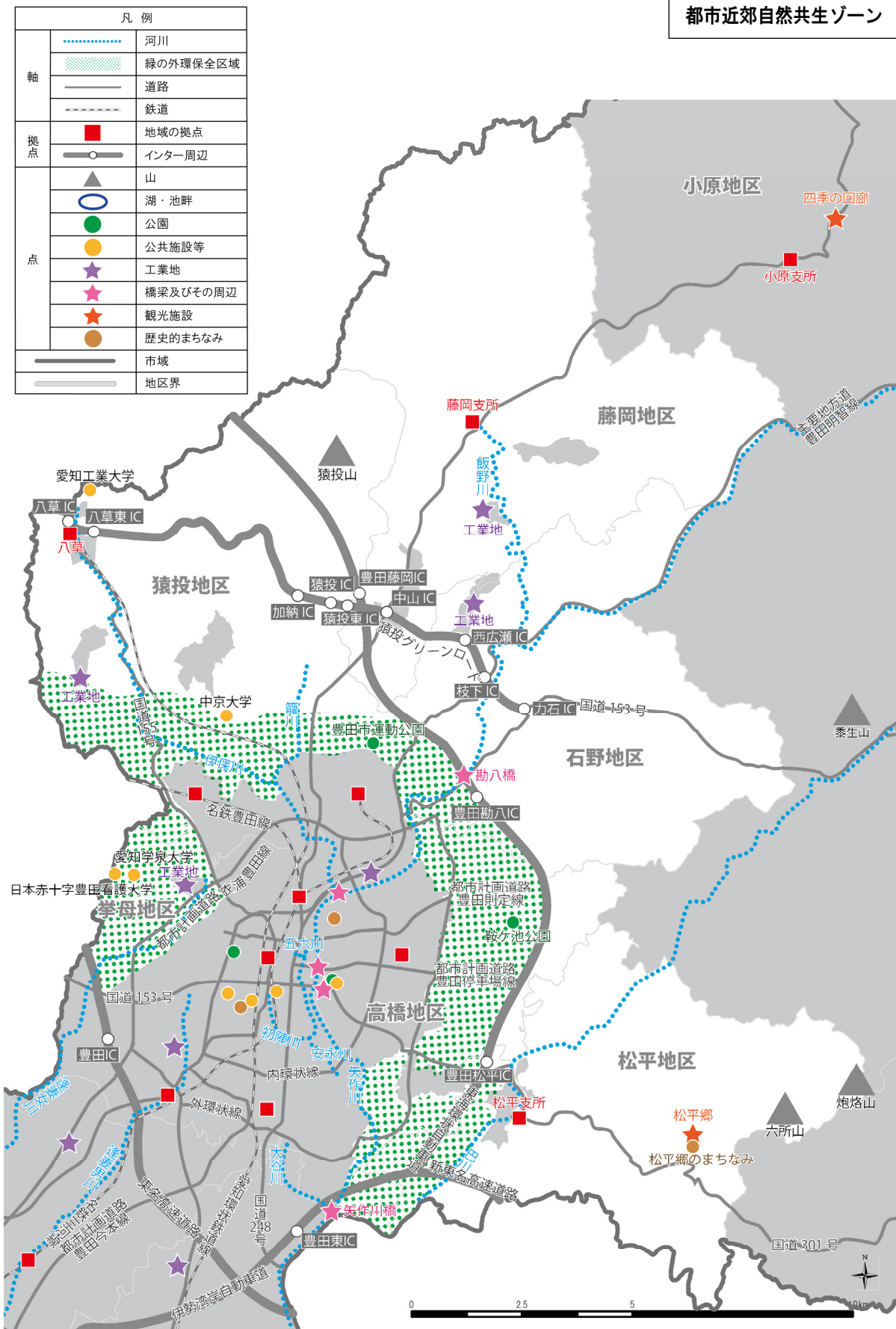


図 骨格的な景観資源の位置

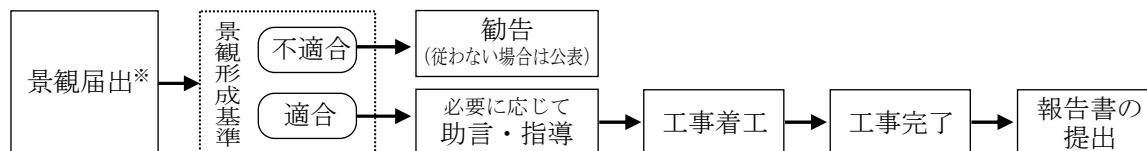
都市近郊自然共生ゾーン

景観法第8条第2項第3号

### 4-5 良好な景観の形成のための行為の制限

本ゾーン内で「届出対象行為」に示した規模を超える建築物や工作物の建築、また開発行為を行おうとする場合は、事前の届出が必要です。また、届け出た建築物や工作物、開発行為は、それぞれに該当する「景観形成基準」に適合させることが必要です。

以下に、届出の手続フローを示します。



※工事着工の30日前まで

#### 4-5-1 建築物

##### ①届出対象行為

都市近郊自然共生ゾーンでの建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域 (市街化調整区域)	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m超</li> <li>・建築面積500㎡超</li> <li>・立面積500㎡超</li> </ul>

※1：「立面積」とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面等から見える、建築物の壁面等の面積をいう。



## 都市近郊自然共生ゾーン

## ②景観形成基準

都市近郊自然共生ゾーンでの建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
形態	・周囲の山並みの眺望を乱さないよう配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。
色彩 (外壁・屋根 建具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。</li> <li>・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しないようにする。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>・敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> </ul>

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

## 都市近郊自然共生ゾーン

## 4-5-2 工作物

## ①届出対象行為

都市近郊自然共生ゾーンでの工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	工作物 <sup>※1</sup>		
	右記以外の工作物	高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
ゾーン全域 (市街化調整区域)	次のいずれかに該当するもの ・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが5m超、かつ、 当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが5m超	・幅員が4m超 ・延長が10m超

※1：「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるもの。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、横断歩道橋、こ線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・野球場、庭球場等の運動施設その他これらに類するもの
- ・垣、さく、塀及び門
- ・人形や銅像等のモニュメント

※2：「高さ」とは、地盤面から最高部までをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

## 都市近郊自然共生ゾーン

## ②景観形成基準

都市近郊自然共生ゾーンの工作物の建設などに対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置	・周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
色彩	●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が 0R～10YR の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。 ●色相が 0.1Y～10Y の色彩を用いる場合は彩度 4 以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は彩度 2 以下とする。 ●ただし、見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

## 都市近郊自然共生ゾーン

## 4-5-3 開発行為

## ①届出対象行為

都市近郊自然共生ゾーンでの開発行為に対する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域 (市街化調整区域)	開発区域の面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 <sup>※1</sup>

※1：「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年・法律100号）の第4条第12項に基づくものとする。

## 抜粋（都市計画法第4条第12項）

## 第4条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

## ②景観形成基準

都市近郊自然共生ゾーンでの開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>・やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。</li> <li>・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。</li> <li>・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。</li> </ul>

#### 4-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限

景観法第8条第2項第5号

区分 項目	屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模、形態などとする。</li> <li>・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに十分配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。</li> <li>・屋上広告を設置する場合、建築物の壁面と素材、色彩を合わせるなど建築物との一体性、周囲との調和に十分配慮する。</li> </ul>
数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。</li> </ul>

## 5 「森林環境共生ゾーン」の方針と行為制限

### 5-1 位置

都市計画区域外の地域

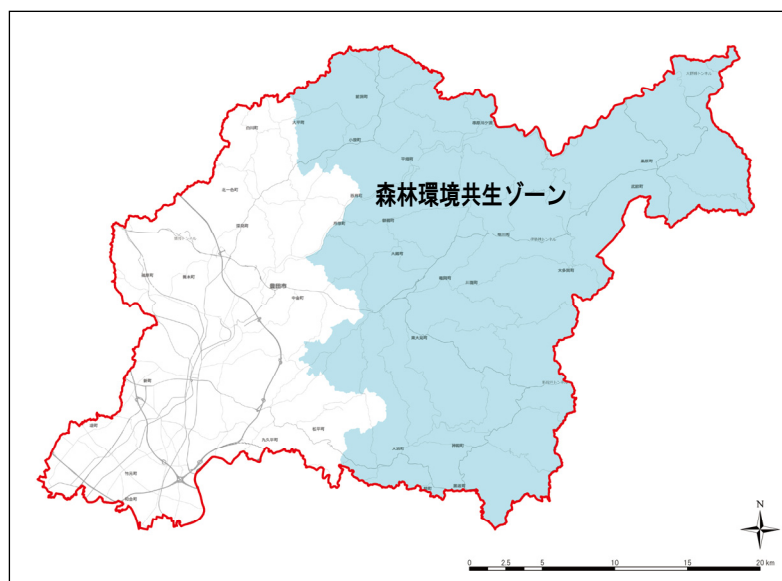


図 森林環境共生ゾーンの位置

### 5-2 景観特性

- 本ゾーンは、森林が大部分を占める緑豊かな地域となっています。
- 本ゾーンの山間部には住宅地が点在し、周囲の山々や河川などの自然と調和した郷愁を感じさせる美しい景観を見ることができます。
- 下山の「三河湖」や足助の「香嵐溪」は、秋には黄色や紅色に色づいた木々が美しく映え、多くの観光客でにぎわう、本市を代表する観光地となっています。
- 足助には足助川に沿って中馬街道が通っています。沿道には白壁や土蔵などの建築物が残り、歴史的な趣が感じられます。
- 稲武の南東部は原生林で覆われ、天竜奥三河国定公園の特別保護地区に指定されているブナ林があります。
- 稲武の市街地には、切妻平入りの瓦屋根を有した歴史的な趣を感じさせる民家が軒を連ねるなど、周囲の山々と調和した落ち着いた感じられるまちなみが残されています。
- 旭には、矢作川沿いに幾つもの住宅地が形成されています。中でも笹戸温泉や小渡温泉では、木造民家の軒の連なりが歴史情緒を感じさせ、周囲の山々との調和を一層深く結び付けているように感じます。
- 小原では、一年に二度咲く四季桜がまちに彩りを添えています。川見薬師寺周辺は、山裾に四季桜が植えられ、淡い桃色の花々が咲き、山間の住宅地を美しく演出します。また、一部地域には、重厚な入母屋屋根の民家や土蔵が建ち並び、緑豊かな山間に美しい住宅地景観を形成しています。

## 5-3 景観形成の基本方針

景観法第8条第2項第2号

森林環境共生ゾーンにおける景観形成の基本方針を以下に示します。

なお、景観重点地区における景観形成の方針は、当該ゾーンの景観形成の基本方針を踏まえ、「5-7 景観重点地区」に定めます。

## ○森林の適切な維持管理により美しい山並み景観を保全する

森林の適切な維持管理を促し、美しい山並み景観を保全します。また、矢作川、巴川、足助川などの河川と併せて一体的に整備し、市民がうるおいを感じられる景観を形成します。

## ○山村に残る地域文化を継承したまちなみ景観を形成する

山村に残る歴史的建造物などの適切な維持管理を促します。また、その他の建築物などに対しては、地域に見られる伝統的な形態意匠を取り入れた整備を促すことで、長年受け継がれてきた地域文化を継承したまちなみ景観を形成します。

## ○地域の拠点にふさわしいまちなみ景観を形成する

地域におけるコミュニティの中心となっている支所周辺などでは、建築物などの外壁や屋根において、周囲の自然や歴史に配慮して派手な色彩を用いないよう促すことなどにより、地域の拠点にふさわしいまちなみ景観を形成します。

## ○歴史的な趣を際立たせる資源を活用し、魅力あるまちなみ景観を形成する

神社仏閣や歴史的な趣のあるまちなみなど、地域固有の景観資源を保全するとともに、道標などの歴史的な趣を際立たせる各種資源を活用しながら、魅力あるまちなみ景観を形成します。

## 5-4 要素別の景観形成方針

ゾーンを特徴付ける景観の構成要素（景観要素）を整理し、ゾーン全体の秩序ある景観形成の指針となる「要素別の景観形成方針」を以下に示します。

また併せて、これらの景観要素の中において本市の個性や魅力を引き出し、豊田らしさを高め、魅力的な景観を形成すべき資源を「骨格的な景観資源」として捉え、積極的かつ優先的に景観整備を行う対象として位置付けます。

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
自然	山林・森	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生態系に配慮した適正な土地利用を進めるとともに、飯盛山や黍生山などの山林を保全・育成し、うるおいの感じられる自然景観を形成します。</li> <li>○森林の適切な維持管理を行い、美しい自然景観を保全します。</li> <li>○周囲の自然との調和に配慮して、屋外広告物の規制誘導を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯盛山</li> <li>・黍生山</li> <li>・四季の回廊（観光施設）</li> </ul>

## 森林環境共生ゾーン

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
自然	河川	<p>○水質汚濁の防止、河川空間へのゴミの不法投棄の防止、美化活動推進などにより、巴川、足助川などの河川が本来有する自然景観を維持します。</p> <p>○河川と一体的景観を成している沿岸の木々を保全し、豊かな自然景観を維持します。また、足助川などの一部の河川空間では水辺の活用を図り、うるおいの感じられる空間整備を行います。</p>	<p>・矢作川                   ・巴川</p> <p>・足助川                   ・名倉川</p> <p>・香嵐溪（観光施設）</p>
	湖・池畔	<p>○水質汚濁の防止、ゴミの不法投棄の防止、美化活動推進などにより、三河湖をはじめとした湖や池畔が本来有する自然景観を回復・維持します。</p> <p>○本来の機能を損ねることのないよう配慮しつつ、水辺を眺める、また触れることのできる空間を整備するとともに、水際のエコトーン（移行帯・推移帯）の保全を図って生物多様性を保全します。</p> <p>○周囲の自然との調和に配慮して、屋外広告物の規制誘導を実施します。</p>	<p>・三河湖</p> <p>・奥矢作湖</p>
生活	住居系	<p>○安心して住み続けられる、ゆとりのあるまちなみ景観の形成を、建築物の形態意匠などを対象とした地域独自のルールづくりを通じて進めます。</p> <p>○建築物の高さを可能な限り低く抑えるとともに、壁面や屋根は落ち着きの感じられる色彩を用いるよう促して、周囲の自然景観や山並みへの眺望景観との調和に配慮した景観形成を進めます。</p>	—
	公共施設系	<p>○山間の急峻な大地と緑豊かな木々で覆われた自然景観との調和に配慮した形態意匠とします。</p> <p>○どんぐりの里をはじめとした既存の施設においては、緑豊かな自然景観の中に位置していることに配慮し、周囲の自然植生に留意して敷地内での緑化を積極的に進めます。</p>	<p>・どんぐりの里（観光施設）</p>
	生活拠点	<p>○小原や旭支所周辺などでは、建築物が景観形成の牽引役となるべく、魅力的な形態意匠となるよう配慮を促します。</p>	<p>・地域核（小原、旭、足助、稲武、下山各支所周辺）</p>



## 森林環境共生ゾーン

	景観要素	要素別の景観形成方針	骨格的な景観資源
産業	道路	<p>○国道 153 号をはじめとした道路においては、ガードレールや照明柱などの道路付属物は、周囲の自然景観などとの調和に配慮した、シンプルな形態意匠とします。また、国道 153 号などのように、歴史的な地域を通過する場合などは、地域毎の景観特性に配慮した形態意匠とします。</p> <p>○国道 153 号は、日本風景街道にふさわしい質の高い景観形成を進めます。</p> <p>○橋梁は、周囲の自然景観やまちなみ景観との調和に配慮します。大規模なものは地域のランドマークとなるよう、構造や意匠において景観に配慮するとともに、その周辺もランドマーク性を損なわないよう配慮します。</p> <p>○屋外広告物の規制誘導など、周囲の景観に配慮した沿道景観づくりを行います。</p>	<p>・国道 153 号      ・国道 301 号</p> <p>・国道 419 号      ・国道 420 号</p> <p>・主要地方道豊田明智線</p>
	観光施設	<p>○笹戸温泉や小渡温泉などの観光地においては、周囲の自然や歴史的な景観と調和した建築物などの形態意匠が保全されるよう促します。</p>	<p>・笹戸温泉</p> <p>・小渡温泉</p>
歴史	歴史的建造物	<p>○神社仏閣などの歴史的建造物は、適切な維持管理に努めます。また、周囲の景観に対しては、歴史的な趣の感じられる整備や規制を行います。</p> <p>○他の歴史的建造物をはじめとする各種資源をネットワーク化したルートを設け、その沿道での景観を形成します。</p>	—
	祭り・伝統行事	<p>○地域のコミュニティ活動を支援しながら、足助まつりや稲武まつりなどの祭りの開催などを通じて地域の文化的な景観を継承します。</p> <p>○歴史的な趣を残す祭りや伝統行事の開催地周辺は、無電柱化を図り、祭りの背景にふさわしい景観を形成します。</p>	—
	歴史的まちなみ	<p>○足助や稲武などでは、まちなみとしての連続性を守り育むための、建築物の建築などに関するルールづくりを進めます。</p> <p>○無電柱化や道路の美装化など、道路空間での歴史的な景観の演出を進めます。</p>	<p>・足助のまちなみ</p> <p>・稲武のまちなみ</p>

森林環境共生ゾーン

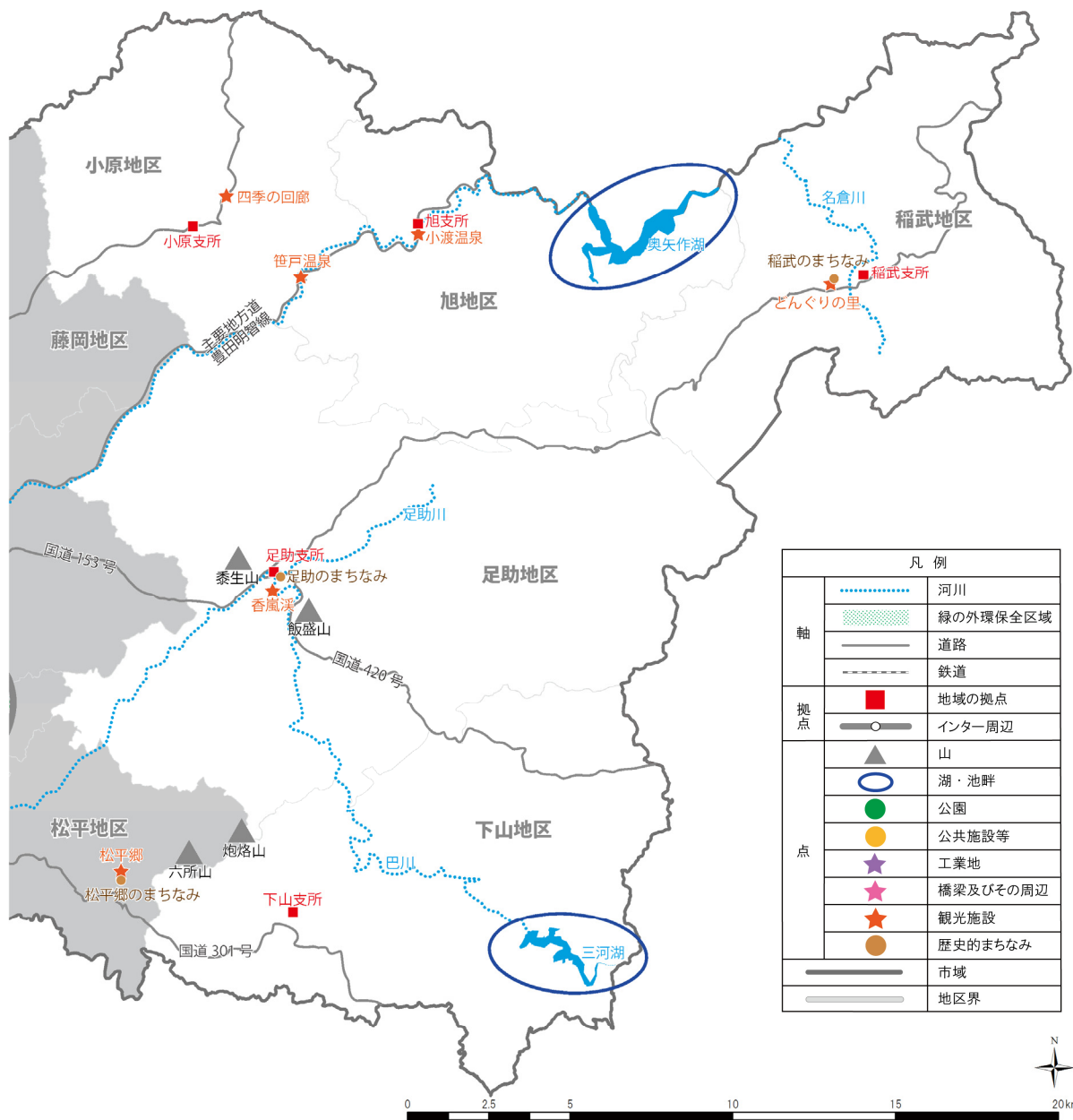


図 骨格的な景観資源の位置

森林環境共生ゾーン

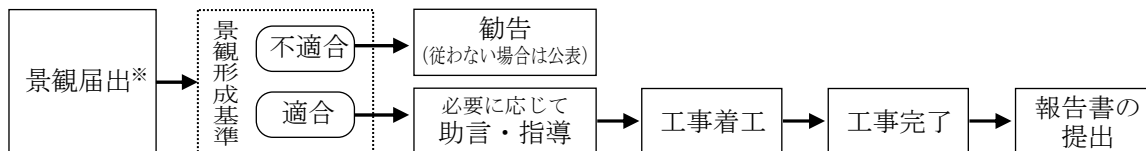
景観法第8条第2項第3号

### 5-5 良好な景観の形成のための行為の制限

本ゾーン内で「届出対象行為」に示した規模を超える建築物や工作物の建築、また開発行為を行おうとする場合は、事前の届出が必要です。また、届け出た建築物や工作物、開発行為は、それぞれに該当する「景観形成基準」に適合させることが必要です。

以下に、届出の手続フローを示します。

なお、景観重点地区における行為の制限に関する事項は、「5-7 景観重点地区」に定めます。



※工事着工の30日前まで

#### 5-5-1 建築物

##### ①届出対象行為

森林環境共生ゾーンでの建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域 (都市計画区域外)	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m超</li> <li>・建築面積500㎡超</li> <li>・立面積<sup>※1</sup>500㎡超</li> </ul>

※1：「立面積」とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面等から見える、建築物の壁面等の面積をいう。

##### ②景観形成基準

森林環境共生ゾーンでの建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
形態	・周囲の山並みの眺望を乱さないよう配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。
色彩 (外壁・屋根 建具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が0R～10YRの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。</li> <li>●色相が0.1Y～10Yの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は彩度2以下とする。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。</li> <li>・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しないようにする。</li> </ul>

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

森林環境共生ゾーン

5-5-2 工作物

①届出対象行為

森林環境共生ゾーンでの工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等に関する届出対象行為は、以下のとおりとします。

届出対象行為 区分	工作物※ <sup>1</sup>		
	右記以外の工作物	高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
ゾーン全域 (都市計画区域外)	次のいずれかに該当するもの ・高さ※ <sup>2</sup> が10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが5m超	・幅員が4m超 ・延長が10m超

※1：「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるもの。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、横断歩道橋、こ線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・野球場、庭球場等の運動施設その他これらに類するもの
- ・垣、さく、塀及び門
- ・人形や銅像等のモニュメント

※2：「高さ」とは、地盤面から最高部までをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

②景観形成基準

森林環境共生ゾーンの工作物の建設などに対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	行為制限（景観形成基準）
位置	・周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
色彩	●派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ●色相が0R～10YRの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。 ●色相が0.1Y～10Yの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。 ●上記以外の色相を用いる場合は彩度2以下とする。

※各基準内容の冒頭に●印のあるものは、基準に適合しない場合、是正の勧告を行います。

## 5-5-3 開発行為

## ①届出対象行為

森林環境共生ゾーン内での開発行為に対する届出対象行為は、以下のとおりとします。

区分	届出対象行為
ゾーン全域 (都市計画区域外)	開発区域の面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 <sup>※1</sup>

※1：「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年・法律100号）の第4条第12項に基づくものとする。

## 抜粋（都市計画法第4条第12項）

## 第4条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

## ②景観形成基準

森林環境共生ゾーン内での開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>・やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。</li> <li>・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。</li> <li>・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。</li> </ul>

## 森林環境共生ゾーン

5-6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の  
設置に関する行為の制限

景観法第8条第2項第5号

区分 項目	屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模、形態などとする。</li> <li>・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに十分配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。</li> <li>・屋上広告を設置する場合、建築物の壁面と素材、色彩を合わせるなど建築物との一体性、周囲との調和に十分配慮する。</li> </ul>
数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。</li> </ul>

森林環境共生ゾーン

### 5-7 景観重点地区

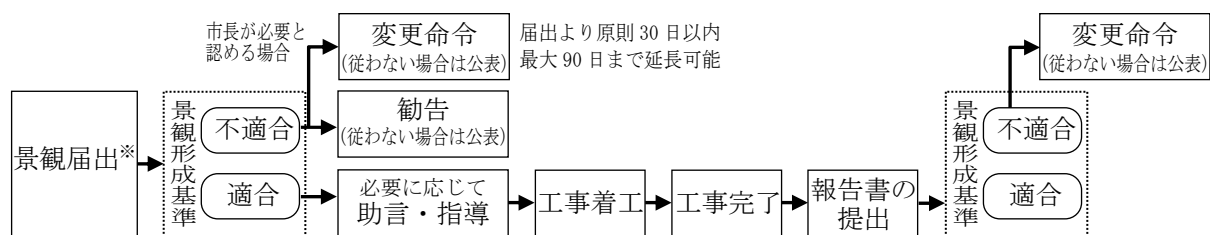
景観重点地区とは、良好な景観の形成を重点的に進めていく地区のことです。

当該ゾーン内において、豊田市景観条例 15 条第 1 項の規定に基づき景観重点地区を、次頁に指定します。

なお、景観重点地区において、建築物や工作物の建築、開発行為を行う場合は、それぞれに該当する景観形成基準に適合させることが必要です。また、特定届出対象行為に示した行為を行う場合は、事前の届出を必要とします。

「5-5 良好な景観の形成のための行為制限」で示した届出の手続フローでは、景観形成基準に適合しないものに対しては「勧告」を行うまでの措置でしたが、景観重点地区内では、さらに、形態意匠に限って「変更命令」を行うことができるようにします。

以下に、届出等の手続フローを示します。



※工事着工の 30 日前まで

## 5-7-1 足助景観重点地区

江戸時代から明治時代に、「塩の道」として栄えた中馬街道とその周辺の山の稜線を含んだ下図に示す区域を、足助景観重点地区に指定します。

なお、足助景観重点地区における景観形成の方針や行為の制限に関する事項は、「豊田市景観計画 足助景観重点地区編」（「足助景観計画」という。）に示します。

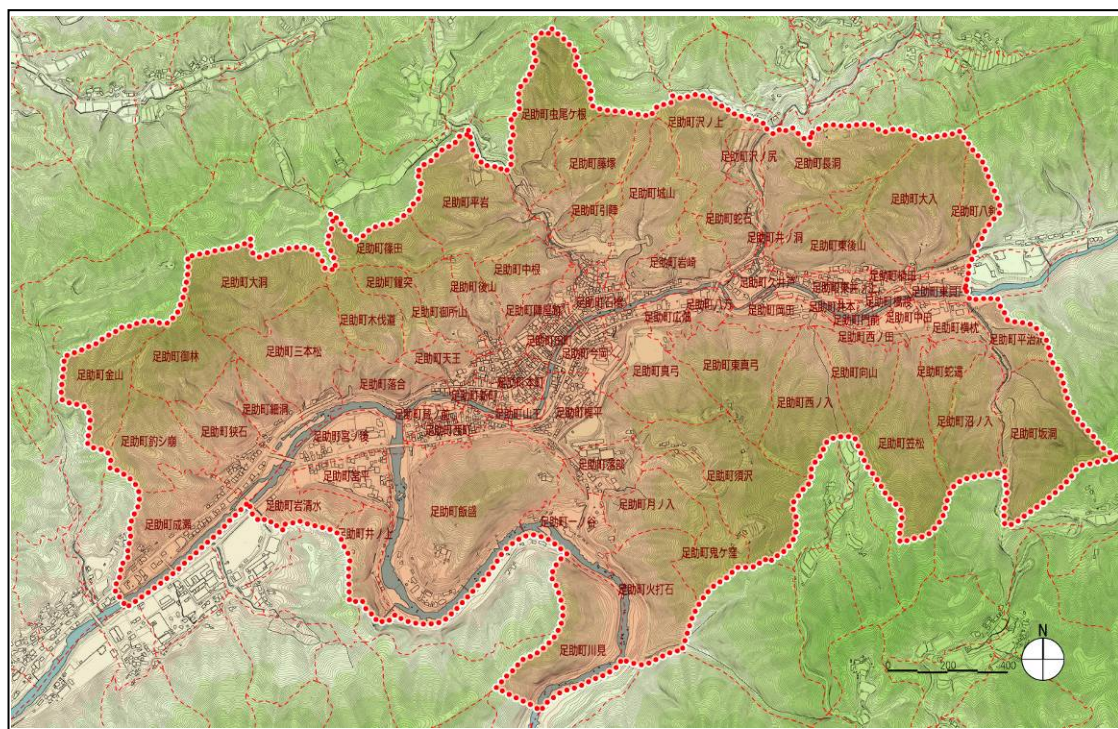


図 足助景観重点地区の区域

足助町飯盛、(以下「足助町」を省略) 石橋、一ノ谷、井ノ上、井ノ洞、今岡、井本、岩崎、岩清水、植田、後山、大入、大洞、岡田、落合、落部、鬼ヶ窪、御林、笠松、梶平、金山、鐘突、川見、木伐道、蔵ノ前、御所山、坂洞、沢ノ上、沢ノ尻、山王、三本松、篠田、蛇這、城山、新町、陣屋跡、須沢、狭石、田町、月ノ入、釣シ崩、天王、中田、中根、長洞、成瀬、西ノ入、西ノ田、西町、沼ノ入、橋渡、八万、火打石、東井ノ上、東後山、東貝戸、東真弓、引陣、久井戸、平岩、広畑、藤塚、平治洞、蛇石、細洞、本町、真弓、宮平、宮ノ後、向山、虫尾ヶ根、門前、八剣、横枕



## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 1 景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第4号

#### 1-1 指定の方針

景観重要建造物は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものではなく、地域の個性ある景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルなる建造物や地域の良好な景観形成の模範となる建造物、また市民に親しまれ、愛されている建造物などの要件を持ったものを指定の対象とします。

#### 1-2 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する外観を有した建造物を、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ①登録有形文化財<sup>※1</sup>に登録されている建造物
- ②地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ③形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ④地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ⑤市民に親しまれ、愛されている建造物

##### ※1：登録有形文化財（建造物の登録基準）

建築物、土木工作物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ次の①～③のいずれかに該当するもの。

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ②造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの

なお市内には、平成30年3月1日現在、19件の建造物が登録(国)されています。

#### 1-3 景観重要建造物の保全・活用の考え方

景観重要建造物に指定された建造物は、その保全はもちろんのこと、周囲の景観と一体的に捉えたなかで活用を図るものとします。

- ・適正な維持管理により、指定された建造物の積極的な保全を図ります。
- ・代表的な視点場から指定された建造物までの眺望ライン上には、視界を遮るものなどを設置しないよう促します。
- ・指定された建造物の周囲で行われる建築行為などに関しては、当該建造物の意匠形態との調和を図るよう促します。

## 2 景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第4号

### 2-1 指定の方針

景観重要樹木は、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の個性ある景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が特徴的で地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木を指定の対象とします。

### 2-2 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。

- ①「豊田の名木」※<sup>1</sup>に指定されているもののうち、樹木であるもの
- ②樹高が高い、又は樹形が特徴的で、地域のシンボリックな存在となっているもの
- ③昔からの言伝えがあるなど、地域の歴史・文化・暮らしなどに密接に関わりがあるもの

#### ※1：豊田の名木

「豊田の名木」とは、美観上優れた樹木や歴史的由緒のある森、鎮守の森、社寺の叢林、地域のシンボルツリーなどの貴重な樹木や森を末永く後世に伝えていくことを目的に、「豊田市名木指定事務取扱い要綱」により、定められた以下に示す①～⑥に該当する樹木あるいは樹林。

- ①地上1.5mの高さにおいて幹の周囲が1.5m以上であること
- ②高さ15m以上であること
- ③株立した樹木で、高さが3m以上であること
- ④はん登性樹木（藤などの樹木）で、枝葉の面積が30㎡以上であること
- ⑤優れた美観のある樹木、貴重な樹木などであること
- ⑥集団に属する樹木で、かつその集団が前号に該当すること

なお市内には、平成29年4月1日現在、255件の樹木及び樹林が指定されています。このうち樹木は215本（樹林は40件）が指定されています。

### 2-3 景観重要樹木の保全・活用の考え方

景観重要樹木に指定された樹木は、その保全はもちろんのこと、周囲の景観と一体的に捉えたなかで活用を図るものとします。

- ・適正な維持管理により、指定された樹木の積極的な保全を図ります。
- ・代表的な視点場から指定された樹木までの眺望ライン上には、視界を遮るものなどを設置しないよう促します。
- ・指定された樹木の周囲で行われる建築行為などに関しては、当該樹木との調和を図るよう促します。

## 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項 景観法第8条第2項第5号

美しく魅力ある景観を形成していくためには、行政も景観に対して積極的に取り組むことが必要であると考えます。

このため豊田市では、景観上、特に重要である公共施設は、景観法に基づく「景観重要公共施設」として位置付け、それらの整備方針を定めて、新設、改良、維持、修繕などを行う際には関係諸機関との連携により、魅力的な景観となるよう積極的に取り組んでいくものとします。

### ■豊田市において、景観法及び景観法施行令により景観重要公共施設の対象となる公共施設

- 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- 自然公園法による公園事業（国又は自然公園法第9条第2項に規定する公共事業が執行するものに限る）に係る施設
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事項に係る土地改良施設
- 下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道
- 森林法（昭和26年法律第249号）による保安施設事業に係る施設
- 都市緑地法（昭和48年法律第72号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）による雨水貯留浸透施設
- 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防施設
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設

## 第6章 景観施策

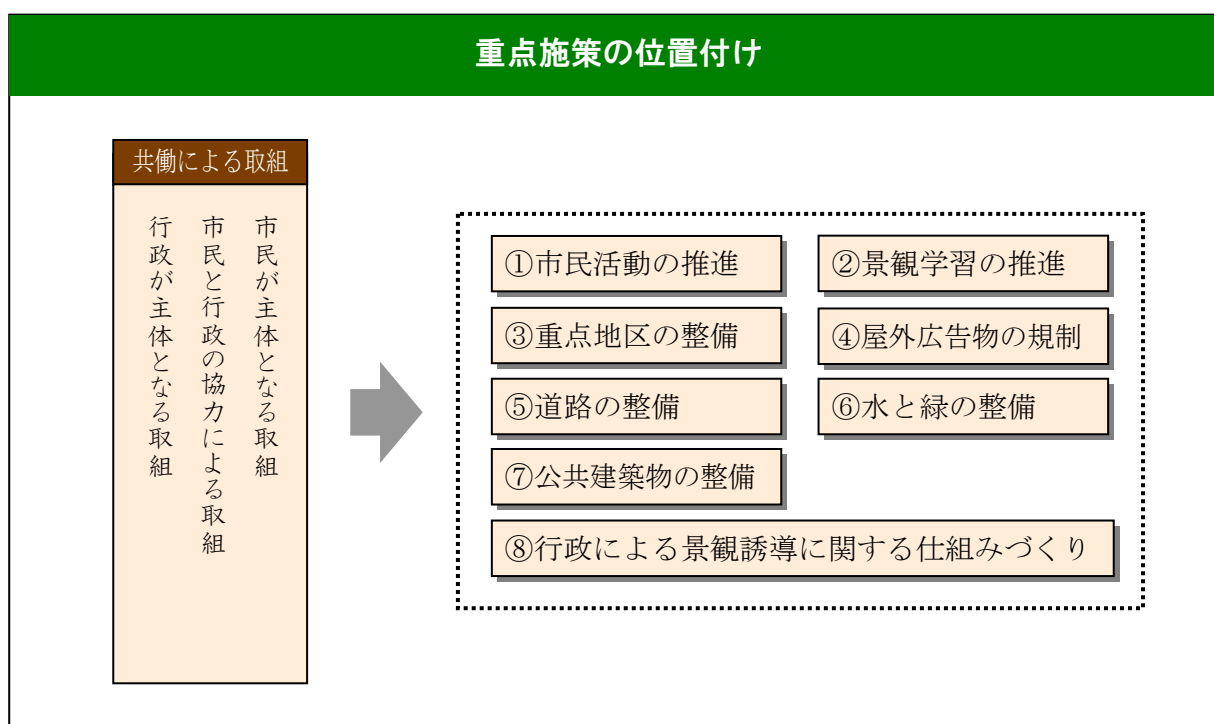
### 1 重点施策の必要性

景観形成の施策や事業などの取組を、景観形成の基本目標や基本方針に沿って体系的に整理し、相互の関係に配慮しつつ順次実施していくことが、本市の目指すべき景観像を着実に実現していく意味から重要なことであると考えています。一方、本市の「顔」となる地区や骨格的な主要道路などで、重点的・集中的に整備事業などを実施し早期に成果を上げること、また、他地区へ成果を波及していくことも景観形成を効果的に進めていく際には重要なことであると考えます。

このため、ここでは、行政と市民（市民・事業者など）が共働により事業を進めることで、確実な効果を得ることが期待できる重点施策について整理します。

### 2 重点施策の立案に関する基本的な視点

重点施策は、「市民が主体となる取組（一部、行政が支援するものを含む）」、「市民と行政の協力による取組」、「行政が主体となる取組」の共働の観点から捉えた以下に示す8つの施策を位置付けます。



### 3 重点施策

「2 重点施策の立案に関する基本的な視点」で位置付けた8つの重点施策は、以下に示す具体の事業（施策の体系）により実施します。

#### <施策の体系>

【凡例（事業の表記）】明朝体文字：既に実施している事業  
ゴシック体文字：新規に実施予定の事業

施策	事業
(1) 市民活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間活動の促進</li> <li>② 建築物の修景</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 「わくわく事業」の活用</li> <li>イ. 「フラワーロード事業」の推進</li> <li>ウ. 緑化事業の推進</li> <li>エ. まちづくり協議会への支援</li> <li>ア. 市民及び建設業者などの意識啓発</li> <li>イ. 景観形成ガイドラインの作成</li> <li>ウ. 景観アドバイザー無料相談の活用</li> <li>エ. 修景補助制度の新設</li> </ul>
(2) 景観学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民の自主的な景観学習の推進</li> <li>② 学校教育への景観学習の導入支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 市民の意識啓発</li> <li>イ. 風景写真の募集</li> <li><b>ア. 景観副読本の作成</b></li> <li><b>イ. 「景観まちづくり学習プログラム」の活用</b></li> </ul>
(3) 重点地区の整備	—— 中心市街地地区、国道248号地区、足助地区、自主ルールによる景観まちづくりに取り組んできた地区
(4) 屋外広告物の規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外広告物の掲出に関する意識啓発</li> <li>② 現行規制の見直しと取組の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 屋外広告物業者の意識啓発</li> <li>ア. 違反広告物に関する是正計画の策定と実施</li> <li>イ. 屋外広告物規制の見直し</li> <li>ウ. 「広告景観地区」の拡充</li> </ul>
(5) 道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 無電柱化の推進</li> <li>② 舗装の美装化、ガードレール・照明柱のデザイン向上</li> <li>③ サイン案内板のデザイン向上</li> <li>④ 緑化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 無電柱化事業の計画的な推進</li> <li>ア. 日本風景街道を活かした景観づくり</li> <li><b>イ. 道路の「景観重要公共施設」への位置付け</b></li> <li>ア. 「都心のサインガイドライン」の策定</li> <li>ア. ガイドライン等による街路緑化の推進</li> </ul>
(6) 水と緑の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公園の整備</li> <li>② 親水空間の整備</li> <li>③ 民有地の緑化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ア. 緑の拠点となる公園の整備</b></li> <li>イ. 身近な公園・緑地の整備</li> <li><b>ア. 河川の「景観重要公共施設」への位置付け</b></li> <li>イ. 暗渠化水路の上部空間利用</li> <li>ウ. 水路の開渠化整備</li> <li>ア. 都心（約196ha）における緑化地域制度</li> <li>イ. 民有地緑化に対する助成制度</li> </ul>
(7) 公共建築物の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 質の高い施設の建設と適切な維持管理</li> <li>② 敷地内の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ア. 公共事業における景観検討システムの実施</b></li> <li>イ. 職員の意識啓発</li> <li>ア. 「公共施設緑化ガイドライン」の運用</li> </ul>
(8) 行政による景観誘導に関する仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>① 規制区域の指定</li> <li>② 景観誘導の仕組みの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 規制区域の指定</li> <li><b>ア. 公共事業における景観検討システムの実施(再掲)</b></li> <li>イ. 景観アドバイザー制度の拡充</li> </ul>

### (1) 市民活動の推進

良好な景観形成を実現するためには、市民や事業者における、景観・まちづくりへの取組を行政が支援し、活動の推進を図ることが必要です。

このため、「わくわく事業」の活用や「フラワーロード事業」の推進などにより『民間活動の促進』を行うとともに、景観形成ガイドラインの作成や修景補助制度の新設など『建築物の修景』について、市民の主体的な取組を支援して、市民活動の更なる活発化を図ります。

### (2) 景観学習の推進

景観に関する体系的な学習の機会が少ないため、多くの市民が景観に関する知識を深めていく、又は関心を高めていく必要があります。

このため、市民が自主的に景観学習に取り組むことができる環境を整えたり、風景写真の募集を行うことで『市民の自主的な景観学習の推進』を図るとともに、小学生を対象に景観の教材を用いた『学校教育への景観学習の導入支援』を積極的に行い、市民の景観に対する学習機会を創出していきます。

### (3) 重点地区の整備

本市の個性豊かな地区を重点地区として位置付け、一層魅力的な地区となるよう、また類似の特性を有する地区の手本となるよう、集中的に景観整備を行うことが必要です。

このため、中心市街地地区、国道 248 号地区、足助地区の 3 地区を景観重点地区として位置付けて、景観形成に取り組めます。

また、自主ルールによる景観まちづくりに取り組んできた地区を、景観法を活かした制度への移行に取り組めます。

### (4) 屋外広告物の規制

無秩序に立ち並ぶ屋外広告物や野立て看板が周囲の田園をはじめ、遠方の美しい山並みへの眺望を阻害している場合もあるため、屋外広告物の規制に取り組むことが必要です。

このため、屋外広告物業者への『屋外広告物の掲出に関する意識啓発』を行うとともに、屋外広告物規制の見直しや豊田市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」の拡充などの『現行規制の見直しと取組の拡充』を図ります。

### (5) 道路の整備

道路も景観上、非常に重要な要素となるため、都市のイメージアップにつながる景観整備を進めることが必要です。

このため、「無電柱化推進計画」に基づく計画的な無電柱化事業を推進するとともに、道路付属物などの整備優先順位やデザインの検討を通じて『舗装の美装化、ガードレール・照明柱のデザインの向上』を図ります。また、「街路の緑化に関する整備計画」などの既存計画書を活用しながら『道路の緑化の推進』を図ります。

## (6) 水と緑の整備

水と緑は市民生活にゆとりとうるおいを提供し、市街地及びその近郊においては景観形成やまちづくりを考える上で非常に大きな役割を担うものであるため、公共及び民有空間においてうるおいのある景観形成を推進することが必要です。

このため、緑の拠点となる『公園の整備』を計画的に進めるとともに、河川を「景観重要公共施設」に位置付けることで『親水空間の整備』を積極的に進めます。また、緑化に対する助成制度の活用や、開発許可制度による周辺環境への配慮として緑地帯の設置等を指導することにより、住宅地、商業地、工場地などの緑化を促進していきます。

## (7) 公共建築物の景観整備

公共建築物の中には、その規模や意匠などから地域のシンボルとなり、地域の景観の先導的な役割を担っているものがあることから、公共建築物の整備に取り組むことが必要です。

このため、職員の景観に関する意識啓発を行い、『質の高い施設の建設と適切な維持管理』を行うとともに、良好で緑豊かな環境を形成するため、公共施設緑化ガイドラインを踏まえつつ、各地域の景観に合った『敷地内の緑化』を推進していきます。

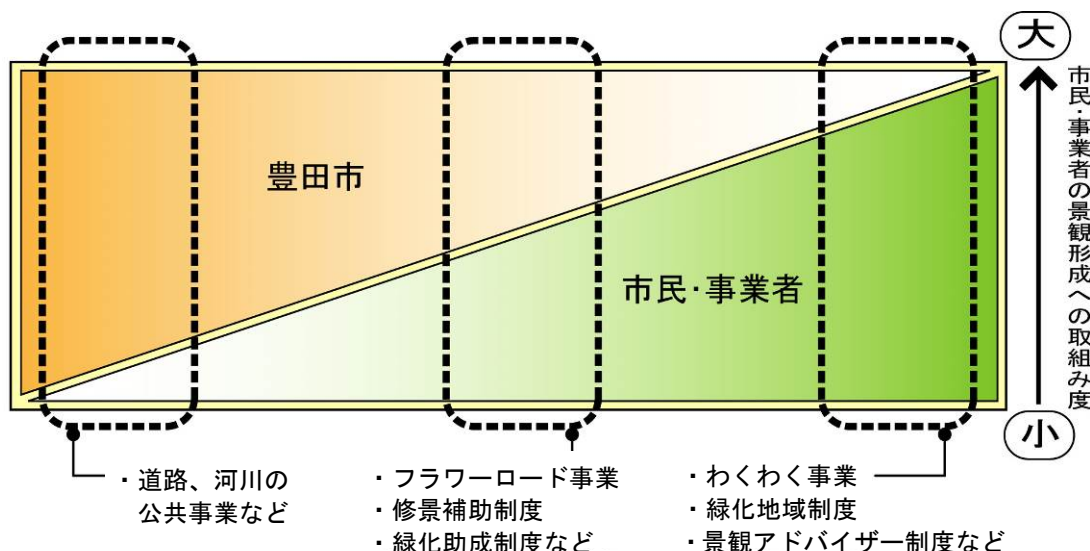
## (8) 行政による景観誘導に関する仕組みづくり

行政は、市民が活動しやすい仕組みを提示し、側面から支援することが必要であると考えています。特に地域が一体となって良好な景観形成を図ろうとした際には、地域に合った法制度を活用することが有効です。

このため、景観法や都市計画法などの法律や制度に基づいて、景観形成に関する『規制区域の指定』を必要に応じて行うなど、良好な景観形成に取り組みます。また、公共事業における景観検討システムなど、『景観誘導の仕組み』づくりを行います。さらには、景観アドバイザー制度の拡充を行い、専門家の助言が得られる仕組みを充実します。

## 4 景観形成に向けた共働の取組

景観は、市と市民・事業者などが共働していくことで、一層魅力的なものとして形成されると考えられます。



市は、市民・事業者などの景観形成への取組度合いに応じて支援し、必要に応じて、各種景観関連の制度の実施や景観形成に関する各種事業を市民・事業者と協力しながら実施します。

### 市の役割

道路、河川、橋梁などの土木構造物や、市役所、美術館、小中学校、公民館、公園などの公共施設は、まちの景観を構成する大きな要素として捉えることができます。豊田市は、これらの公共施設などに対する景観への配慮や緑化を積極的に行い、地域の景観の向上を図るとともに、市民や事業者の景観形成の模範となって市全体の景観の底上げを行っていくことに努めます。

また、市は、市民や事業者などが所有又は使用する建築物のファサードなどの準公共空間において、市民が積極的な景観形成を行う際の方向性やルール（基準）などを示したり、市民の景観形成に対する技術面や資金面などでの支援を行っていきます。

### 市民・事業者などの役割

道路や公園などの公共空間から望見できる民間の建築物のファサードなどが含まれる準公共空間は、公共施設と同様に、まちの景観を構成する大きな要素として捉えることができます。市民・事業者などは、市の魅力を高め、地域に愛着と親しみを持ち、いつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくりを、自らの建築物や敷地において、周囲の景観との調和に配慮しながら景観形成を行ったり、積極的に清掃活動を行ったりすることで進めていくことが必要です。

また、市民・事業者などは、市が進める道路や河川などでの景観整備、街路樹の植栽などの緑化推進、各種法制度により進められる景観形成などに対して理解し、積極的な参加と協力を行うことが必要です。



## 資料

### 色彩（マンセル表色系）についての解説

「景観形成基準」で示した色彩を表す記号は、色彩の「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせで表す「マンセル表色系」を用いています。

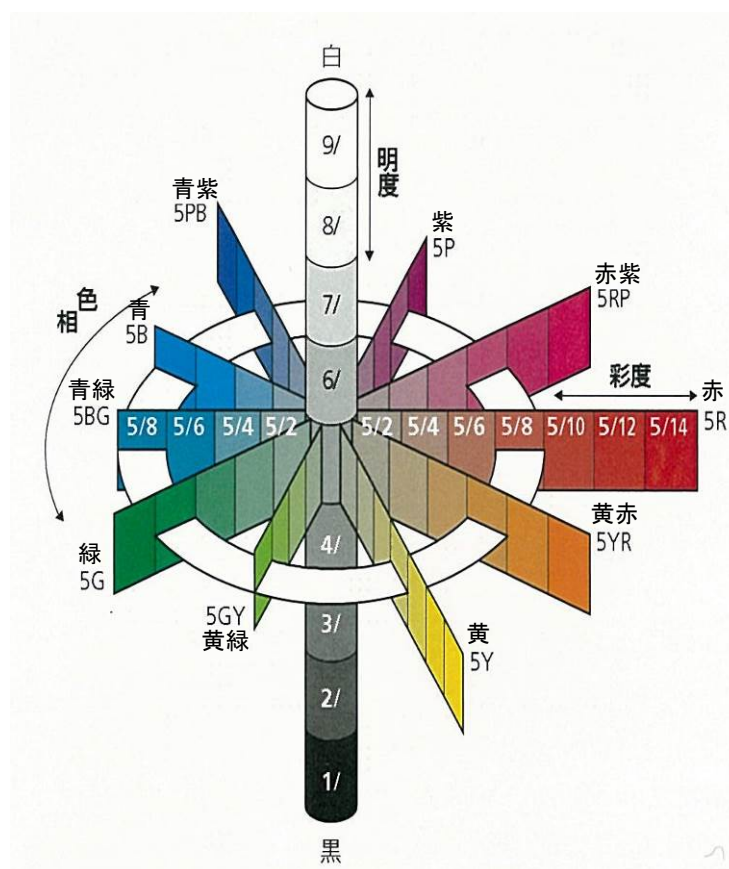
以下に、マンセル表色系を解説します。

**色相：**色合いを表します。色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種の基本色で構成します。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表記します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

(0R(=10RP)→1R→2R→3R→4R→5R→6R→7R→8R→9R→10R(=0YR))。

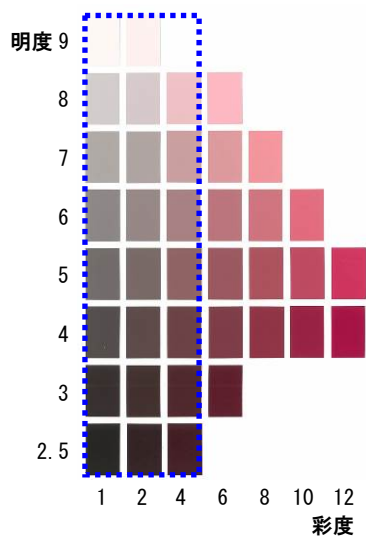
**明度：**色の明るさを表します。色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

**彩度：**色の鮮やかさを表します。色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色によって限界があるため、色相ごとの彩度における最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さくなり、一方、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

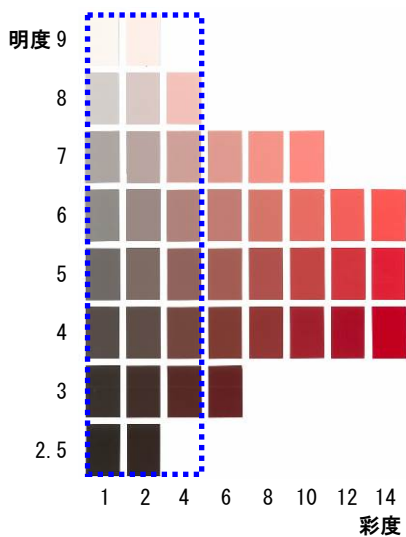


【景観形成基準：「色相が0R～10YRの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。」場合の適用範囲】

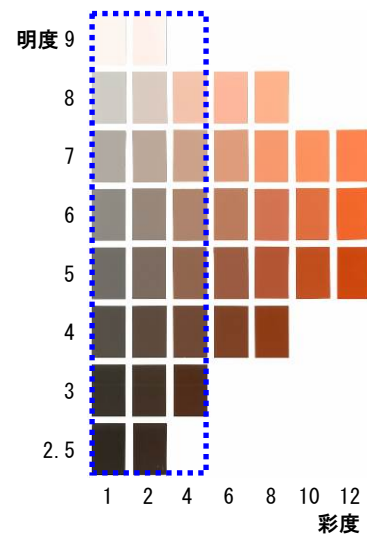
0 R (10RP)



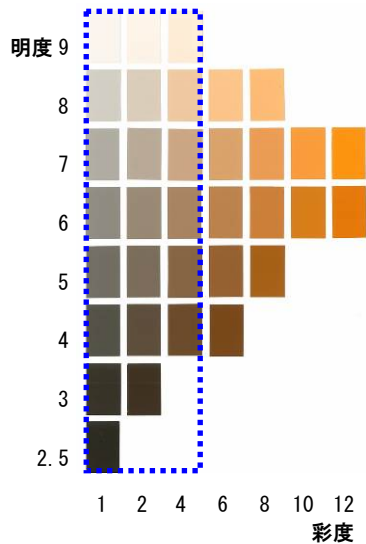
5 R



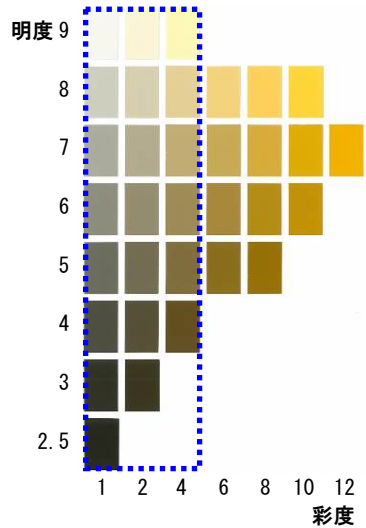
10 R



5 YR



10 YR



※ 印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。